

榆 苑

岡田大岬(昭和45年卒)

北大法学部 同窓会報

第32号

発行／北海道大学法学部同窓会

発行日／2016年7月22日

TEL・FAX／(011)706-3941

dosokai@juris.hokudai.ac.jp

印刷／(株)須田製版



南はクラーク会館から北は旧教養学部まで日本一の巨大キャンパスを貫く約1.3キロの中央道路。今日も様々な想いを抱いて、学生・教職員・観光客らが徒歩・自転車等で往来する。被写体になることは少ないが、幾数多の同窓生には「この道はいつか来た道」(北原白秋)の叙情に連なる風景なのかもしれない。

写真・文 高橋 了(23期)

延齡草

四〇年前の法学部

瀬川 信久

助教授の発令を受けて教授会に出席するために北大法学部を訪れたのは、ちょうど四〇年前の七月である。初めての北海道、季節は夏。舗装されていない土面がある中央道路を馬術部の馬が駆けていて、何もかもが新鮮であった。が、一番驚いたのは、図書の充実ぶりであった。図書館の最下層に、英独仏の判例集はもちろん、アメリカの膨大な判例集が揃っていた。

一九七四年から実施された法学部の編成替により、教員定員は四〇人から五十四人に、学生定員は一六〇名から二〇〇名に拡充されていた。法学部の建物が図書館側に向かって増築され、私の研究室もその部分に与えられた。学部の予算は教員と学生の定員数によっていたから、図書予算も一・五倍になったと思われるが、お金だけではない。アメリカの判例集は、先生方が札幌のアメリカ領事館と交渉して、継続購入を条件にバックナンバーの寄贈を受けたとのことであった。

東京に来て六年目、時間は法科大学院の授業準備と依頼原稿の執筆で過ぎ、北大にいた時と変わらないのだが、お世話になった方々の訃報を受けることが多くなった。そして、昨年从今年に掛けて、小山、山島、五十嵐、深瀬の四先生のご逝去の知らせを受けて受け取った。四〇年前の北大法学部はどうに無い(ちなみに、あのアメリカの判例集は電子ジャーナルの購読になっている)。しかし、私の北大法学部のイメージは、先生方が四〇歳、五〇歳代でおられた一九七〇年代後半の法学部のままである。

(北大名誉教授・早稲田大学教授)

環境にやさしい
鉄道をめざして。

五嶋 龍



EV-E301系 蓄電池駆動電車
(ACCUM)



HB-E210系 ディーゼルハイブリッド車両



大規模太陽光発電/京葉車両センター
年間削減電力量:948MWh
年間削減CO₂:470t



エコステ/海浜幕張駅
年間削減電力量:819MWh
年間削減CO₂:408t



E233系 通勤形車両



コンコース内緑化/海浜幕張駅

私たちJR東日本グループはさまざまな場所で環境にやさしい取り組みをすすめています。

列車では省エネ車両の導入のほか、蓄電池駆動電車や世界初のディーゼルハイブリッド車両を開発。

駅では「省エネ」・「創エネ」・「エコ実感」・「環境調和」を目指す「エコステ」に取り組み、

沿線ではメガソーラを設置し、省エネとCO₂削減に取り組んでいます。

若者達へ

北大法学部同窓会会長 向井 諭



平成二十四年一〇月から北大法学部同窓会会長を務めさせて頂いております向井でございます。私の自己紹介と同窓会に対する思いは「楡苑」第二九号で話させて頂きましたので、今回は、一寸違ったことを話させて頂きます。私も人生経験、社会経験が数段豊富な諸先輩方にお話しすることではなく、若い、最近同窓会に入られた方々向けの話なのかもしれません。

申すまでもなく、大学も同窓会も社会と密接な関連を持って歩んで行かなければなりません。言い古された言葉かもしれませんが、社会は急速に国際化・複雑化して来いています。このような中で我が国は発展してきたわけですが、最近の気にかかる現象として、海外へ出ようとする若者達が少なくなっているという統計があります。今の学生や若者達に、高度成長期あるいはバブル期に私達が海外留学やホームステイに憧れた話をしますと、「時代が違う」の一言で拒絶されてしまうことがあります。私が学生生活を送ったのは、

昭和四四年から昭和五〇年までの六年間でしたが、周囲の雰囲気は、時間と多少の金があれば外国へ行ってみたくてという感じでした。当時の国立大学の学生は、金はないけど時間だけはあるといった存在でしたので、一寸アルバイトをして、少しお金を貯めて外国へ行く学生は結構いました。それが留学という正規ルートに乗るケースもありましたし、ヒッチハイク気分や遊び感覚のケースもありました。外国へ行く若者には、他の国や世界を見てみたいといった積極的な動機を持った人も沢山いたでしょうが、当時のベトナム戦争や学生運動の影響からか、兎も角日本を脱出したいといった動機の人も沢山いたと思います。そういったことで、兎にも角にも学生時代に海外を経験した人は、やはり貴重な経験ができたでしょうし、おそらく、行ったことを後悔した人は殆どいないでしょう。もち論、外国でお金もなく、食うや食わずで野宿するなど大変な思いをした人も沢山いらしたでしょうが、そういった人達でも、おそらく後悔はしていないと思います。何故なら、外国で他の国の人と会話し、意思を伝えることが出来たという経験は、何物にも代え難い経験だと思いますから。

今の若者が、何故外国へ行きたがらないのか本音のところはよく分かりません。今の我国の生活は恵まれ過ぎていて、何かを求めて取って未知の世界へ行くことは思わないのかもしれませんが、まあ、外国語が出来ないということが一つの壁になっているのかもしれませんが、しかし、外国語が出来なくとも、行つてし

まえば、日常会話は何とかできます。日常会話は、友達が出来ればすぐに不自由なく出来るようになります。では、友達はどうやって出来るかと言いますと、これは外国へ行った若者の体験談ですが、男性は、酒を飲めばすぐに仲間に入れてもらえますし、女性は、一緒に買い物に行けばすぐに友達になれるそうです。また、男女を問わず、何か楽器ができればすぐに友達になれます。何年も英会話教室に通うより、一ヶ月アメリカやイギリスに住む方が英会話の上達は早いと言われます。行つてみれば何とかなるのですが、今の若者は、そういったことが苦手なのでしょうか。今の子供達の中には、知らない人に声を掛けられることに大きな恐怖を感じる子がいるそうです。もち論、誘拐とかの犯罪に巻き込まれるのを恐れるあまりそのような教育されたのでしょうが、大人になればそれは克服しなければなりません。それを克服できないのか、パソコンやスマホの影響なのか、他人と会話ができない若者が多過ぎます。そうすると外国へ行く気力すら生まれてこないのかもしれませんが。

現代人類は、コミュニケーションによって発展して来ましたが、他人と話さなければ何も生まれません。会話をすることによって何かは必ず生まれますし、意思が通じたという喜びを味わうことができます。小さな体験ですが、若い頃、全く英語ができなかった私が友人とアメリカに行き、サンフランシスコの街を偶々一人で歩いていたのですが、アメリカ人が私にチャイナタウンへの道を尋ねました。周囲には誰もいません。仕方

なく、英単語を並べてチャイナタウンへの道を教えたところ、分かってもらえたらしく、「サンキュー」と言つて私の教えただ道の方へ歩いて行きました。意思が通じたということがとても嬉しかったことを思い出します。外国人と自由に会話が出来ることはとても楽しいことですし、それが出来る人はとても羨ましいと思います。今後は、出来るだけ多くの北大生に海外の知識や経験を持つてもらいたいと思います。

皆様もお聞き及びと思いますが、今年六月一日に北海道大学校友会「エルム」が発足しました。北大及び北大生への物心両面の支援を目的とした団体です。今後は、北大の学生の留学等の支援も行えるようになりますので、これらを利用し、出来るだけ多くの北大生に海外での経験を積んでもらい、北海道大学の発展に寄与して頂きたいと思います。

学部長ご挨拶

法学研究科長 長谷川 晃



一昨年一二月に法学研究科長・法学部長を務めさせていただくことになってから、光陰矢の如しで、もう一年半を過ぎました。昨年度は、平成二二―二七年度に係る国立大学法人第二期中期計画における教育研究成果の評価とりまとめと共に、先回の会報でも触れさせていただきまし

た、平成二八年度―三三年度に係る第三期中期計画の策定に追われる日々でした。この間、特に新たな中期計画については毎月の教授会、折に触れて開催される改革懇談会や新たに設けた教育研究体制検討委員会、そしてその傘下での幾つかのワーキンググループと、一年間様々な機会を設けながら法学部全体で意見交換・検討を重ね、先生方の総意の下に「世界知としての法学政治学」という理念を掲げて策定に漕ぎ着けました。そして、このプランをこの二月に北大本部に報告し、その後四月には総長・理事によるヒアリングも経て全学にその意義を示すこと

ができました。この新たな中期計画の内容は法学部のホームページ上に公開いたしましたので、同窓生の皆様にもぜひご覧いただければと存じます。

現在、北大では、平成二六年度から一〇年間のスケールで開始されたスーパーグローバル大学事業や平成三八年度の創基一五〇周年に向けられた「近未来戦略一五〇」などが指針となっており、歴史的ともいえる様々な改革が進められています。法学部との関係で見た場合には、その重要な柱は教育研究の国際化／グローバル化と異分野融合型の教育研究の推進の二点に集約されます。

第一の点は教育の面で全学的に英語による教育プログラム・授業が展開され始めているということに関係します。すでに平成二七年度から文系の現代日本学プログラム学士課程が設けられ、現在は四〇名ほどの留学生在がこの課程で学び始めていますが、これらの学生は今後も増えて全学年で八〇名ほどとなり、日本語で文系各学部専門科目も受講することが求められていて、その関連で法学部には英語による専門導入科目の展開が要請されています。このような英語授業科目の展開は、別の側面で、日本人学生の英語力強化のための特別履修プログラムとして平成二六年度からスタートしている新渡戸カレッジ（学部レベル）や今年度から始まった新渡戸スクール（大学院レベル）の

実施にとっても重要な柱とされ、そこでは日本人学生の英語力強化策としての英語授業の展開も求められています（平成三三年度には英語授業科目は学部では10%、大学院では45%が目標と定められています）。さらには、日本人学生が海外に留学する機会を増やすために専門的な短期留学プログラムを開拓することや、学事暦の上で四学期制（前期後期をさらにそれぞれ二つずつに区分する）をしいて留学派遣や受け入れをしやすい環境を作ることも始まっています。

これらの国際化の動きに即して、法学部でも新規英語科目の開講、カリキュラムの見直し、教員の教育負担の再調整、新たな外国人教員の採用の可能性を探るなど、教員の積極的関与や教育支援体制の強化などをいっそう具体的な形で進める必要に迫られています。これらの改革はこれまでにはなかったスピードで展開されており、二年後の平成三〇年度に予定されている第三期中期計画中間進捗評価までには相応の形を成していることが求められて、法学部としても待ったなしの形で対応してゆく必要があります。そして、当然のことながら、これに伴って従前の教育体制についても必要な改革を行わなければならず、従前の形態と新たな形態との組み合わせ方を考えてゆくということで、課題は相当に多いと言えます。

第二の点は異分野融合型の教育研究の

推進ですが、これについては、北大全体では平成三三年度までに理系での異分野融合型新国際大学院を六つほど、また文系の同種の新大学院も二つほど新設するという方向で、学部・大学院を超えるレベルでの立案や調整が始まっており、法学部ではこれに対応する制度的枠組みの整備として研究院学院体制への移行を考えています。研究院学院体制とは研究組織と教育組織を分離して大学院教育を柔軟化させるための枠組みで、現在の法学研究科・法学部の例で言えば、まず教員の本籍が置かれる研究組織として「法学研究院」を設ける一方で、教員が教育面でいざ出向をする組織として「法学院」（現在の大学院修士課程と博士後期課程）が置かれ、さらに、必要な場合には教員は別の専門分野の学院に教育面で所属することも可能にするという体制です（「法学部」は研究院に下属し変化はありません）。北大内のほとんどの学部がこの新たな体制にすでに移行しているのですが、法学部も全学的な動向に合流すべく、平成三一年度を目処にこの体制に移行することを決定し、準備のための検討に入っております。

加えて、研究院学院体制への移行は当然に全学の他の学院との連携も深めることになるということで、現在は、メディア・コミュニケーション研究院に新設予定の学院との教育交流について全学から

の要請の下法学部でも話が進み始めており、将来的にはもう一つ、二つ、このような教育連携の話が来ることも予想されます。また、研究面でも同様の動きがあり、新設の理系の研究センターなどにも協力を求められ検討をしています。もともと、これら新たな異分野融合型の教育研究は、二一世紀の新たな課題解決の方向として確かに重要ではあるものの、従前の教育研究体制を変更しまた拡大するものでもあるので、これまでに多くの蓄積を持ち全国的にも定評ある法学部の教育研究体制からの移行にはなお多くの問題もあって、慎重な検討を要する面が少なからずあることも事実です。今後、時間をかけて法学部の教職員全体で議論を深めてゆく必要があると思っています。

いずれにしても、以上に略記したように、先年の会報で概要をお伝えした改革の方向は今年度に入っていっそう具体的な個々の課題として立ち現れており、今後一、二年の間に解決の方向を見出してゆかなければなりません。先年も触れましたように、このような動きは平成一六年頃までに行われた大学院重点化や法科大学院設置・公共政策大学院設置、そしてそれらに伴う研究大学院や学部の変革を上回る規模の動きで、これまでの法学政治学の教育研究を根本から変えるインパクトを持つことが日々明確になりつつあります。このような北大法学部を取

り巻く状況変化について、同窓生の皆様方のいっそうのご理解とご助力もいただきながら、改めて北大の法学政治学の教育研究の立ち位置をしっかりと見定めつつ、従前の法学研究科・法学部の特長を維持すると共にさらに新たな形を与えるべく進んでゆきたいと念じている次第です。

さて、話は変わりますが、ここで、平成二七年度後半から現在に至るまでの北大法学部での活動や実績等をご報告いたします。御陰様で、法学研究科・法学部は従前と同様の活発な研究教育活動を続けておりますが、最近の動静に関しては、以下のような事柄が特筆されます。

この期間に、各分野の大きな力になって来られた先生方が何人か他大学に異動されましたがその後任として新進やベテランの気鋭の先生方が赴任され、また助教や講師の若手研究者の採用も例年どおりに進んでいて、法学部の教育研究体制は堅固です。公開講座等の関係では、昨夏に情報政策学研究センター主催の知的財産法サマーマセミナー第八回目が開かれ、専門家や研究者たち二〇〇人ほどが受講して変わらず盛況でした。このセミナーは法科大学院特別プログラムとして同院の充実にも大きく寄与しています。また、法学研究科附属高等法政教育研究センター主催の例年夏の公開講座（道民カレッジ連携講座）では、「表現の自由と秩

序」と題する時事問題を捉えた連続講演が法学研究科の教員陣によって行われ、65名を超える受講者の熱心な参加を得て、これも盛況でした。本年は「テクノロジ」と法／政治」と題した公開講座が催される予定です。また、文系四学部共同主催のホームカミングデー二〇一五では経済学部主催により「北海道新幹線がやってくる」というテーマで、新幹線函館延伸の経済効果を議論するシンポジウムが開かれ、法学部同窓生や教員も多数参加しました。他に、上記高等法政教育研究センターを中心に、法学部では多くの講演会、研究会、シンポジウム、セミナーなどが開催されており、活発な活動が継続しています（詳細は法学部ホームページ内の高等法政教育研究センターホームページをご覧ください）。

以上のようなアクティブな活動の一方で、先年に続いて、法学部名誉教授の先生方の訃報がありました。平成二七年九月には五十嵐清先生（民法比較法）、平成二七年十月には深瀬忠一先生（憲法）、小山昇先生（民事訴訟法）、そして平成二八年二月には山島正男先生（民法）と、かつて法学部の中核となられた著名な先生方が相次いで逝去されました。各先生のご功績やご貢献を偲びつつ、謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。

次に、学生の状況ですが、卒業生の就職等については、学部では昨年度は二〇八

名が卒業し、進路等も従前と異なるところはなく、昨今の就職市場の好況を受けて順調です。主たる就職先は、国家、地方自治体公務員が三八・七％、金融関係が二一・八％などとなっています。研究大学院では、昨年度内に修士一八名、博士八名が修了しましたが（単位修得退学を含む）、公務員・民間企業等への就職は堅調な一方で、研究職への就職は専攻領域によっては厳しく、また研究職志望者全体の減少傾向も変わらずというところで、研究大学院を取り巻く状況の改善が望まれます。法科大学院については、全国的に志望者や司法試験合格者の減少傾向、小規模大学院の募集停止等という厳しい環境は変わりません。道内でもう一つの法科大学院を設置していた北海学園大学は平成三〇年度から募集を停止することになりました。北大法科大学院は、教員陣の献身的な努力のおかげで定員も確保でき、司法試験でも上位の成績を継続しています。もともと、法学部受験者の全国的な減少傾向は続いており、北大法学部の受験倍率も二倍のラインを上下し、大学院への進学志望者もさほど増えないなど、心配されるころはあまり変わりません。

以上のような変化の中で、先年も触れさせていただきましたように、同窓会との連携が改めて重要な課題となつています。この間、札幌同窓会の幹部の方々、東京同窓会の主要メンバーの方々とは折に

触れてお話をする機会があり、皆様から率直かつ温かいご意見や言葉をいただきましたことに、まず厚くお礼を申し上げますと存じます。冒頭でも触れましたように、本年度からの第三期中期計画期間に入って、既存の法学政治学のエデュケーションの他に新たな国際化対応策や、他の人文社会系・理科学との間の異分野交流も具体的に求められることとなって、改めて学生の関心、人材養成の方途、進路指導の方向なども再考の対象となつていきます。その課題を受け止め、適切に方向を見つけて進んでゆくために、同窓会との連携協力の新たな形を共に考え、創り出してゆくことが必要です。そのような動きの一つとして、まず、北大全体でも連合同窓会の組織変更がなされ、北大校友会エールという新たな全体組織が作られて、同窓会活動を活性化させることになりました。そして、改めてその一環として、法学部同窓会との間でも会報等でのご報告・ご連絡を充実させると共に、定期的な意見交換の会合なども設けて、コミュニケーションの充実を図ってゆければと思っております。同窓生の皆様には、これまでも増して応援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方に一点お願いを申し上げて、ご挨拶を結ばせていただければと存じます。すでにお聞き及びのことかとは思いますが、第三期中計

画期間に係る国立大学法人運営交付金の配分は、全国の大学でもまた北大でもたいへん厳しい状況となり、相当な減額が予定されております。それに応じて北大内部の交付金の配分も減額が厳しくなっており、今年度は、法学部でも当初予算配分で前年比二〇パーセントほどの減額となつてしまいました。これまでも様々な節約、コスト削減を重ねて来ておりますが、今年度は図書費等に関しても踏み込んだ予算整理を行う必要に迫られております。このため、教員の研究は競争的資金への応募などを活発化することで少しでもカバーはできるかと思われる一方で、学生のための種々の教育活動や設備維持の予算には大きな影響が出ることに必ずです。

同窓生の皆様方にはこれまでも幾つかの募金活動で暖かいご支援をいただき、それを学生の教育に活用させていただいて参りましたが、状況は徐々に厳しくなっております。現在、北大全学では北大フロンティア基金の事業によって同窓生からの援助を受け入れているところですが、皆様もご承知のように、この事業での募金には二種類があり、特に学部等を指定しない全学に対する寄付と、使用する学部を指定した寄付とに区分されています。前者もちろん北大全体のために有益ですが、こと法学部にとりましては、同窓生の方々が法学部を指定して寄付をし

ていただければその分はすべて法学部に配分されることとなりますので、後者の学部指定を利用してご支援をいただければたいへんに有り難い次第です。従前に行われた募金と同様に、ここでもお願いしております北大フロンティア基金―学部支援枠へのご寄付も、法学部の教育活動のために利用させていただきたいと考えておりますので、同窓生の皆様方におかれましては、次代を担う後輩たちのためにこの枠へのご寄付をご一考いただければ誠に有り難く存じます。法学部の現況をご賢察くださり、引き続きのご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

向井論法律事務所

弁護士 向井 諭
(昭和50卒26期)

弁護士 中島圭太郎

弁護士 栗田みち子
(法科大学院平成23年修了)

〒001-0021 札幌市中央区大通西五十五丁目
ラスコム十五ビル六階

電話 〇一一(六四二)九二二一
FAX 〇一一(六四二)八六七三

弁護士法人小寺・松田法律事務所

弁護士 小寺 正史
(昭和50卒26期)

〒001-0021 札幌市中央区大通西五十五丁目 大通ビル六階
電話 〇一一(二八一)五〇一一
FAX 〇一一(二八一)五〇六〇

学部現状 法学部・法学研究科の動き

教員の動き

教員の転出等

平成28年2月末には中島岳志准教授（アジア政治論）が東京工業大学に転出、同年3月末には永年にわたり本研究科の教育・研究に寄与された岡田信弘特任教授（憲法）が北海学園大学に転出され、また、海外から赴任されていたデイヴィド・A・ウェルチ教授及びトビアス・A・シュトレック講師が帰国されました。

また、講師及び助教では、高影娥氏、石神圭子氏、白鳥潤一郎氏、千田航氏、小幡宣和氏、橋場典子氏、瀬川行太氏がそれぞれ異動されました。

新任教員等

平成28年1月には、デイヴィド・A・ウェルチ教授（国際政治）が、同年4月には、岩谷將教授（アジア政治史）、齊藤正彰教授（憲法）、野田耕志教授（商法）、岩川隆嗣准教授（民法）が着任されました。

また、講師及び助教では、平成27年10月にトビアス・A・シュトレック氏、石神圭子氏、瀬川行太氏が、平成28年4月に角本和理氏、津田智成氏、堀田尚徳氏、李雯静氏が採用されました。

学生の動き

入試と新入生

平成28年度の法学部入学者（般入試）は187名（定員180名）で、道内出身者が89名（47.6%）、道外出身者が98名（52.4%）となっています。道外出身者は平成27年度の51.7%と比べて、平成28年度が52.4%となっており、今年度も道外勢が増加しています。

その他の内訳では、現役が139名（74.3%）、過年度卒業生が48名（25.7%）、男子学生は130名（69.5%）、女子学生は57名（30.5%）となっています。

なお、私費外国人留学生入試では中国から1名が入学しています。

また、平成23年度から導入された総合入試制度の総合入試文系入学者は100名（定員100名）となっており、この中の約20%の学生が、平成29年4月から法学部2年次に移行します。

卒業生と就職先

平成27年度の法学部卒業生は、208名（男子132名、女子76名）です。

そのうち、就職した者は142名で、就

職先は公務員が38.7%（国家公務員12.7%、地方公務員26.0%）と最も多く、次いで金融保険業（27.5%）、情報通信業（9.2%）、製造業（8.5%）となっています。

なお、就職先が道外の学生は88名（62.0%）、道内の学生は53名（37.3%）、配属先未定1名（0.7%）です。

また、進学者は35名、その他（公務員試験、大学院受験の準備など）は31名となっています。

藤田 荒木法律事務所

弁護士 藤田美津夫
(昭和51卒 27期)

〒001-0862 札幌市中央区南二条西十丁目一四
第二サントービル四階
電話 (011) 271-1604
FAX (011) 271-1607

田中・渡辺法律事務所

弁護士 田中 宏
(昭和46卒 22期)

〒001-0862 札幌市中央区南一条西十丁目
南大通ビルアネックス六階
電話 (011) 290-1965
FAX (011) 290-1966

札幌英和法律事務所

弁護士 田中 敏滋
(昭和50卒 26期)

〒001-0862 札幌市中央区大通西十一丁目半田ビル六階
電話 (011) 281-1441
FAX (011) 281-1442

弁護士法人水原 愛須法律事務所

弁護士 愛須 一史
(昭和58卒 34期)

〒001-0862 札幌市中央区南一条西四丁目十三
日之出ビル六階
電話 (011) 251-9696
FAX (011) 331-0251

札幌総合法律事務所

弁護士 中村 隆
(昭和55卒 31期)

〒001-0862 札幌市中央区北五条西十一丁目十七
電話 (011) 281-1444
FAX (011) 281-1458

座談会

岡田信弘先生(元北大学院法学研究科長・法学部長)を囲んで

1996年4月 北大法学部教授に着任
2000年4月～2015年3月 北大学院法学研究科教授
2015年4月 北大名誉教授
2016年3月 1年間の特任教授を経て退職



【出席者】

辻 信幸 釧路公立大学経済学部准教授
落合 研一 北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授
川崎 まな 釧路地方検察庁帯広支部事務官、北大学院法学研究科博士課程2年
瀬戸 悠介 たかさき法律事務所弁護士

平成28年5月22日(日)開催

辻 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。はじめに、参加者の皆さんに、岡田先生との関係も含めて、自己紹介をいただきたいと思っています。

落合 北海道大学のアイヌ・先住民研究センターの落合と申します。岡田先生とは、中村睦男先生がご退官された後の裁判問題研究会(以下裁研)顧問としていろいろ教えていただきました。また、授業では立法過程論などでもお世話になりました。よろしく願います。

瀬戸 たかさき法律事務所で弁護士をしております瀬戸と申します。札幌で弁護士をやっております。岡田先生とは、落合先生と同様、憲法Ⅱの講義や裁研、それから私は北大のロースクール(以下LS)にも通っていたので、そこで立法過程論の講義を受けたりという形で、お世話になってきました。どうぞよろしく願います。

川崎 川崎と申します。現在は検察庁で事務官として勤務している傍ら、博士課程で勉強しております。私は修士課程から北大に来了のですが、その修士課程での指導教員を岡田先生にお願いしておりました。また今回大学に戻ってくるにあたっていろいろなご相談にのって頂くなど、大変お世話になっております。本日はよろしく願います。

辻 本日の司会を務めます、釧路公立大

学の辻と申します。岡田先生は、大学院の指導教員でして、それ以来ずっとお世話になっております。本日はよろしく願います。それでは、さっそくですが、裁研関係者がお二人もいらっしゃるので、裁研のことから、これはどのようなきっかけでご担当されたのですか。

【裁研について】

岡田 中村先生が私の前の顧問でした。中村先生が副学長になったときだったと思いますが、いろいろと校務のほうが忙しくなって、なかなか顧問としての指導なりかわりが難しくなって来ているので、岡田くんお願いできませんかというので頼まれました。

落合 このあとが心配ですよ。顧問をどうするのか。副顧問は、長らくOBである鈴木賢先生がずっとなさっていたけれど、異動されてしまったし。

岡田 いま、民法の林誠司先生にお願いしているのだけれど、林先生も後期から在外研究に行くというので、誰かにお願いしなくてはならないですよ。

落合 裁研では、ずっと、中村プロジェクト、岡田プロジェクトということで、憲法判例を扱ってきたんですね。それがかなわなくなるかもしれない。プロジェクトの報告者は、サイン入りのご著書をいただけるというので、私は中村プロジェクト時代でしたが報告をしました。岡田プロジェクトでは、先生の「憲法の

エチュード」をもらえたりしましたね。

瀬戸 裁研の岡田プロジェクトの報告者は大体1年生で、その中ではレベルの高い学生を選んで報告をさせていました。毎回講評をいただくと、ああ、なるほど、こうやって読むのかというところがあって、裁研の例会でも憲法判例を読むときも、岡田先生はこんなことを言っていたよね、というところから議論が深まっていく、その意味でもすごく勉強になる会なのです。岡田プロジェクトをやっていた身としては、岡田先生が、そのときどきでどういったご感想を持っていたか、戦々恐々としていたのですが……

岡田 1年生としては立派な報告でしたよね。それは、先輩の、チューターの人が頑張って指導しているとは思いうのだけれど。

【学部・大学院生時代について】

辻 先生の学生時代はどんな感じだったのでしょうか。そもそも最初から研究者志望だったのですか。

岡田 いえ。私は1970年に北大の文類に入りました。当時は、1年半が終わったあとに学部移行だったのですが、漠然と法学部を目指していて、それで、瀬戸さんには申し訳ないけれども、「弁護士にも(一同笑い)なろうかと思っていました。ただ大学に入って1年間、本当に本を読むのが好きだったので濫読して、そして2年生になって、マスコミ関係でもい

いかなと思ひ始めました。というの、とりわけ民法の教科書を読んだときにあまり関心を持てなかったの、司法試験はだめだろうと。そして2年生の夏休みですかね、割と集中的に法学関係の教科書的なものを読む中で憲法の本も何冊か読みました。その中で、小林直樹先生の『憲法講義(上)(下)』2巻本というのがあって、それを読んだときに、確か憲法43条の『全国民の代表』のところの説明の注のところで、フランス憲法学では純粹代表制とか半代表制とか、そういう議論があるの、という議論を見ました。それまで代表概念についての教科書的な説明がいまひとつよくわからなかったし納得できなかったのだけれど、そういう理解の仕方もあるのだと思いました。それから宮沢先生の『国民代表の概念』とか、樋口先生の『現代の「代表民主制」における直接民主制の諸傾向』などを読んで、お二人ともフランス憲法学というのをベースにしていたので、それじゃあフランス憲法学について勉強してみようかなと思ひました。それで、法学部に移行して2年の後期、中村睦男先生が学部で最初に担当したフランス語原書購読に出たところ、そこでますます憲法、憲法学というか、とりわけフランス憲法学について研究してみたいと思ひたのですね。

川崎 中村先生はどんな感じだったのか気になりますね。

岡田 当時は、確か9月くらいにゼミのガイダンスが8番教室であって、そのとき始めて中村先生のお姿を拝見したのですね。本当にもう若くて、まあ実際若かったの、というのが、「え、大学の先生かな」と思ひました。助手の方かなと思ひたのですが、助教授ということで自己紹介をされて、まあ非常に若々しい感じでした。ゼミでは、そんな厳しく指導ということではなくて、学生と一緒に丹念にフランス語を読み、考えていくという形で、3年の前期まで1年間続きました。

川崎 憲法の講義は、この中村先生のゼミのあとに受けたのですか。



岡田 当時は、憲法は確か4単位の「憲法」という講義だけでしたが、深瀬先生担当の「憲法」を2年の後期に受けました。

深瀬先生の「憲法」は、憲法の総論というか、憲法方法論から始まって、総論、そして憲法の基本的な原理、平和主義、そして統治機構をやっている、これはフランス的なのですけれども、最後に人権な

のですよ。ですから私の記憶では、人権なんていうのはもう、12月の半ばくらいからしかやっていないので、深瀬先生の人権の授業はほとんど覚えていないですね。割とノートはちゃんととったつもりなのだけれど。もう本当に統治と総論、憲法方法論ですよ。そういう意味では、学問的な関心は非常に刺激を受けました。

瀬戸 岡田先生と深瀬先生とのご関係というのは、その後も続くのですか。

岡田 中村先生の原書購読のゼミが3年前期で終わったあと、後期から深瀬先生の憲法のゼミに入って、統治の基本的なテーマについての基本的な論文を読むのを1年間やりました。10人以上ゼミ生がいたと思ひますけど、「岡田くんは中村先生のゼミで1年間フランス語の本を読んでいたのだから」といって、フランスの憲法学者で、非常に難しい文章を書くビュルドーの論文の世論に関するところ、それを読んでまとめて報告しなさいと言われたことは今でも忘れられないですね(一同どよめく)。本当に今でもわかって報告したのかどうかよくわからないですけど、一応報告はしました。

瀬戸 本当にそんな難解な課題を…

岡田 ええ、今から思うと本当にレベルの高いゼミだったと思ひます。

川崎 深瀬先生のゼミはどのようなものだったのですか。深瀬先生が、「これはどうなの」と聞いてくるような感じ

ですか？

岡田 深瀬先生はそうですかね。それで、ゼミ生の中で相談して、その代表者が、「先生は話しすぎるので、我々はもっと自由に議論したい、先生は少し話すのを控えてください」と申し出て、それで少しはお話しされるのが少なくなったかな。総じてそういう雰囲気、学生、学部生時代でしたね。

辻 大学院生時代のことを少し伺ひたいと思うのですが、大学院に入った後、テーマ決めの段階で、例えば深瀬先生から何かお話などはあったのでしょうか。

岡田 私の関心はやっぱり統治のほうだったので、大学院に合格した後、統治にかかわる何か制度について、比較憲法学的な、特にフランスを主な対象国として研究したいと考えていました。では、具体的にどういった制度、あるいは仕組みについて考えようかと思ひたときに、選挙、あるいは選挙制度、それについて考えようと思ひました。それで深瀬先生のところ、に相談に行つて、選挙、あるいは選挙制度について研究したいと言ひたときに、深瀬先生も、いいでしょうと言ひれて、それで選挙制度について研究することになりました。

辻 当時はどのようなことが印象に残っていますか。

岡田 大学院に入つてすぐの思ひ出は、深瀬先生と1対1でフランス語の論文を

読むというもので、これは本当にもう、今思い出しても冷や汗が……。デュベルジェの、選挙制度が議会政治に及ぼす影響というフランス語の論文を読みました。大学院に入つてすぐ、1週間に1回、1対1でやるというのは、まあ今から思えば、それがあつたから研究者になれたのかもかもしれませんが、本当に大変でした。深瀬先生のゼミの準備だけを1週間やって臨めばいいということであれば、何とかこなせたかもしれないけれども、ほかにも大学院の授業とかゼミとかがあつて、なおかつ公法研究会もありました。修士1年は年間の報告義務が3回。月2回の公法研究会に何も準備しないで参加するというわけにもいかないし、自分の報告もまわってくる、そういうことをやりながら、原書であるデュベルジェの本を読むと。しかも逐語の訳じゃないのですよ。深瀬先生はもう全部読んであつて、「君はどこまで読めましたか」と。ここまでですというと、大学院なのだから、それぞれのまとまった段落なりについて、ちゃんと読んで、理解をして、そして自分なりにそれについてどう思っているか、それについて批判とか、そこまでのことをやるというのです。一つ一つの文章を訳して、「君、そこおかしいよ」というのであれば、それなりに90分で進むペースもわかるのだけれど、とにかく、まずは何頁分か、このところで何が書かれていましたかとい

う、そのレベルを要求されて、深瀬先生のゼミの当日というか前日には、もう胃が痛くなつて。今でも忘れないですけど、「この部分を岡田くん、どう訳しましたか」というので一応訳したら、「うーん、学部生でもそんな訳はしませんね」と一言いわれて、本当にまあ厳しかったですね。それはある意味で、あとで自分が大津教員になって大学院生を指導するときにはわかりましたけれども、「知の継承」をちゃんとやらないと、そして「知の継承」でフランス憲法学について、ちゃんと一人前の研究者になるためには、このレベルまではやらねばならないというのが深瀬先生の頭にあつて、そういう観点からのご指導だったのだと思うのです。当時は、それは結構大変でしたが、半年間それをやつて、なんというか、そっちの方向に行けるかなと思えるようになりましたけどね（一同ため息）。

辻 恐ろしいですね。

岡田 いやあ、恐ろしかったですね。

辻 当時を振り返っていかがですか。

岡田 私の大学院時代の指導教授は深瀬先生ですが、学部時代からの恩師として中村先生がいらして、私の恩師が中村・深瀬の両先生だったということは、私が研究者としての道を歩むために、今振り返って大きな意味があつたのだと思うのです。一方で、フランス憲法学を研究するということについて、お二人は、対象

は違うけれども、非常に深いところで理解して議論を展開されています。そこまでするやらないとだめだと、身近なところで接して感じ取ることができました。他方で両先生の憲法学の持っている性質というか学風というか、それは違って、中村先生はフランス憲法学という非常に理論的なことをやりながら、しかし、ちゃんと実定法としての憲法、あるいは憲法学ということを考えていらつしやいました。そこで、人権保障については憲法判例をきちんと研究しなくてはならないと。

私はもともと統治に関心があるけれども、憲法を研究していて、憲法について大学で学生に教えるときに、統治だけちゃんとやっていけばよいというわけではない。人権について憲法判例というものを理解して、学生に対して授業とかゼミを通して、指導というところと大げさだけれど、教えていくことも非常に重要だと思つています。それについては、やはり中村先生というお手本が、これまた身近にいらつしやいました。憲法学、あるいは憲法研究というものを考えたときに、私の恩師の二人から、全体についてちゃんと、バランスの取れた形で研究したり教育したりしないだめですよということ、を、割りと早い段階から感じ取れたのは大きかったですね。そしてその広い意味での判例の勉強の仕方は、先程も出た公法研究会というのが極めて充実してい

て、今村先生や遠藤先生の行政法、あるいは行政判例の研究、そして当然、行政法や経済法の先輩院生達の議論などを、大学院にいた5、6年、実際に勉強できたというのも大きいですよ。

【留学について】

辻 続いて留学のときのことを少しお伺いできればと思うのですが、最初に行かれたのが86年ですよ。留学中の一番の思い出というと、やはり政権交代の場面に立ち会つたことになるのでしょうか。



岡田 ひとつはそれですけど、もうひとつ、フランスにおける大学院教育や研究者養成のあり方、それを実感できたということも大きかったですね。留学前に中村先生から、フランス語の本は日本でも読めるので、せっかくフランスに行くならば、アパートに閉じこもってフランス語の本を読むのではなくて、とにかく向こうの政治とか社会とか大学とか、そういうものをできる限りたくさん見たり聞いたりして、くるほうが重要だというアド

バイスを頂きました。それで、フランスに行つて秋から新年度が始まつて、とにかく学部のあるレベルの憲法関係の授業に積極的に出て、そこでの教育のあり方というのは一体どういうものかをとにかく経験するというのをやりました。だから学部の1年目の憲法の授業、2年目の政治とか政治思想、そして3年目の「リベルテ・エブリック」という、ジャック・ロベール先生がやってた人権の授業にも出て、それから、大学院でジャック・カダール先生の議会のゼミとか、とにかくいろんな授業とゼミに出ていました。そこで、フランスにおける研究者養成のあり方みたいなものを実感できたのではないかと思います。特に、カダール先生の議会のゼミでの指導の仕方が、その後の私に非常に大きな意味を持ったかなと思います。

辻 どういった感じだったのでしょうか。

岡田 院生が1回のゼミで二人報告して、そのあと、先生がアドバイスしたり、それに対して出席者から質問を受けたりして、討論をするのですが、そこでカダール先生が最初に報告者に言うのは、「君のその報告は、実にバランスが悪い」ということ、つまり中身ではなくて形式なのです。なぜ序論で報告の3分の1も使いつたのかとか、中身の構成も、要するに聞いていてよくわからない構成であるとか、とにかく報告の構成についての指導を受

けました。これはフランスの博士論文、テーゼを見ればわかりますけれども、どれだけ多くの資料を読んで理解して中身をこめるかというよりも、その構成、基本的に二部構成ですけれども、ちゃんとそうなっているかどうか重視される。それは書くものであれ口頭の報告であれ同じです。深瀬先生の大学院のゼミなんかでもそれは聞いてはいたのだけれど、向こうの大学院の授業とかゼミで実際にそういうことをやっている実感できて、頭の中に自然に入ってきました。だからフランスで2年間勉強して戻ってきたときに、こういう形にするということをやより意識するようになって、そうすると論文とか資料とかを読んでいく中で、構成がある程度最初にイメージできるようになりました。読んでいく資料や文献から得られたものをそれぞれのところに当てはめて、そしてそれをつなげる中で自分なりにどういうふうに読むかといった感じで作業を進めればよいのだと思つたときに、フランスから帰ってきた後の方が、割と論文を書く量も増えたとし、それなりに書けるようになったと思います。フランスでは、法学関係の教授になるために「アグレガシオン」という試験を通らなくてはならないのだけれど、アグレガシオンでも、何日前かにテーマを与えられて、限られた時間で準備をして、試験場の審査員の前で、30分間でちゃんとした構

成の報告をしないとダメなわけです。たまたま僕が覗いたときの報告者は、最後にちゃんとしたまとめにならないで終わってしまった、それでもう、終わった後、その人を囲んで慰めの会みたいなものがありましたけど、もう、落胆。ああ、これで今年もダメだった。だからフランスでは、とにかく形ですよね。序論的なところで聴衆をつかむような問題提起をして、それを以下どういう構成で話をするかということ言つて、それをそれぞれフランスのとれた形で構成をして、最後にまとめを言う。フランスの研究者、とりわけ法学関係の研究者ですけれども、それをもう本当に徹底してやっていることを実感できたのは大きかったかなと思います。

【授業について】

瀬戸 憲法の講義をするときに気を付けているようなことはありましたか。例えばその時の最新判例をなるべく紹介しようとか。



岡田 人権のところであれば、やはり判例をちゃんと紹介したいと思つていました。判例を勉強して理解しないとダメだよということは強調したつもりです。学説だけではなくて、判例を内在的に理解することをしないとダメですよ。

瀬戸 確か、ちょうど空知太事件の判決が出たときに憲法Iを担当されていて、その違憲判決の紹介もあったりして、けつこう楽しかったという話を聞いた覚えがあります。

辻 空知太判決は、いろいろなところで先生もお書きになっていましたけど、それが授業にも反映されていたんですね。

岡田 ええ。

辻 教養では平和の学際的研究をご担当されてましたよね。学生の考え方は、昔と違つたりしますか。最近は安全保障といういろいろな議論も出てきていますけれども。

岡田 いや、これは落合さんに聞いたほうがいいかもしれないところもあるのだけれど、私の印象では、基本的な構図は変わりなくて、簡単に言えば平和主義的なところに強く関心を持っている学生と、反対側で、やっぱりそれではだめだ、と、わりわけ最近では中国がああいう状況なのだから、それに対抗するような形のことを日本もやらなくちゃいけないという学生、そしてその両極の真ん中に、あまり関心があるわけではないけれども、これを

機会に少し考えてみようかなという学生、大体三つくらいに分かれるかなあ。

落合 本場にそんな感じですよ。受講しているのはほとんどが理系の学生さん、文系といっても、法学部に進みますという人は少なく、要は法学そのものに関心があるわけではない学生さんが多いので、そういうところでのように平和を教えていらっしゃるのか。いろいろ僕も大変な思いをしているのですが、その辺はいかがでしょう。



岡田 平和の学際的研究では、当然その時々状況を考えてだけれど、あえて、憲法プロパー的な話ではなくて、平和について、憲法の授業とか憲法関係の話だけを見ているとあまりよく伝わらない、あるいはそこで取りあげられないようなものを扱うように心がけていましたね。私は3回担当することが多いのだけれど、3回目では国連の人権理事会でやっている平和への権利宣言の草案とか、あるいは国際社会における平和への権利に関する

議論とか、国際社会的にみればマイナーなのだけれども、しかしずっと底流として議論されてきている、にもかかわらず、なかなか日本ではマスコミなどが取りあげることも少ないような議論が国際社会の一部ではあるのですよ、という話しをしています。学生に、今まで平和について考えたり議論したりするときにあまり触れたことがないと思われるような話題なり情報を提供して、いろいろな角度から考えるためのきっかけみたいなものを最低限提供するような授業を心がけていました。

【立法過程研究会】

辻 北大での研究活動では、立法過程研究会は外せないと思います。深瀬先生以来、長く続いてきた会ですけれども、こういった経緯でお引き受けになったのですか。

岡田 来た当時は高見先生が研究代表者でしたが、専門調査員国会として国会図書館に移ることになって、それで高見先生から、残りの1年だったか2年だったか、研究代表者を代わってくれと言われて引き継いで、それから私が二つか三つ、科研費の基盤Aでつないできました。深瀬先生の時からそうですけども、あの研究会というのは、研究者だけではなくて、議会関係の実務家、議院法制局であるとか国会図書館、あるいは議院事務局の人、そういう人を年に何人か呼んでやるのがずっと続いてきました。それをど

こかで切るというのでもできないし、また国会関係の実務家の人でも、まあ北大の立法過程研究会であれば報告という人が今でもあります。それを絶やしてはいけないというのはありましたかね。それと、これは中村先生が言っていたのだけれど、憲法学者もちゃんと立法過程研究しなくちゃいけないと。それは深瀬先生以来と思うのだけれど、当然今でもそういうことは当てはまるので、それを続けるということには意味があるかなということとで、続けてきました。院生の人には、テープ起こし等々でいろいろとご協力をお願いしていて、感謝しています。

辻 立法研の中で特に印象に残った人とか会とか、そういうのはどうでしょう。

岡田 まあ、一人上げるとすれば、政治改革に深くかかわった成田憲彦さんの報告というのは、非常に印象深いすかね。のちに「政治改革法案の成立過程―官邸と与党の動きを中心として―」として、北大法学論集に掲載。あれは中村先生が代表を務めていたころだったと思いますけど。

【学務について】

辻 学務のことについても伺いたのですが、私が院生の後半から助手をしていた前後が、ちょうど岡田先生が学部長、研究科長をなさっていた時期でした。

落合 今でこそ、文科省の圧力による文系再編で北大もバタバタしているわけですが、当時はそういう大変さはなかった

のですか。

岡田 私のころは、一つは独法化と、LSと公共政策大学院が立ち上がるというところで、それを実際にやるためのいろいろな制度改革みたいなことをしました。それからもうひとつ大きなのは、耐震工事です。急に入ってきて。研究科長1年目は、とにかく独法化と、それからLSと公共政策大学院がスムーズに運用できるようにするのが私の務めかなと思っていたのですが、1年目の終わりに、本部から、耐震工事について法学部の順番だと連絡があつて。それはどういう形になるのですかというのと、とにかく建物全部空けなくちゃいけないというので、ええーつとなつて(笑い)。どうしたらいいのかと。2年目は大体それに追われましたね。

落合 工学部の裏の方のすごいところに引越していった…

川崎 荷物や本の移動は大変でしょうね。

岡田 そうですね。少しだけ持つて行つて、残りはどこか倉庫に集中的に収めたのですよ。それでも全員、それなりの研究室のなところを確保しなければだめだということと、クラーク会館の空いているところと、それから工学部、教養、3か所か4か所か、探し回つて。事務長さんの協力もありました。

川崎 それはどのくらいの期間続いたのですか。

落合 丸1年ですね。

辻 その耐震補強の時に法学部棟は全部きれいに、本棚とか、照明や電気関係とかも刷新して、エアコンなどもつきましたよね。

岡田 民法の池田清治先生が、リフォームの責任者で、良く考えてくれたと思います。やる以上は、耐震の強度は上がるわけですが、それ以外にもメリットになることがなくてはということ、そのエアコンのこと、研究室の仕様をなるべく新しくしようということですかね。それと、LSと公共政策大学院もあるので、LSの学生がこんなに減るとは、当時は思っていなかったから(笑い)、そのスペースもこれを機に何とか確保するような展望をもつてとか、いろいろ考えてそれをやったということですね。ただお金の確保が大変だったですけど。

辻 工事の順番が決まったからというのと、予算はこれだけです、というのはセツトではないのですか。

岡田 耐震補強工事の本体はちゃんと出ますけれども、プラスアルファのところは自前でと言われました。それでも本部の会計のところに頭を下げに行つて、お願いしました。今でも忘れられないのは、会計の教員側の責任者は、それは大変ですね、いろいろ検討します、と言うのだけれど、中央の省庁から来ている会計の若い人が、先生そんなこと言ってもダメ

ですよ、その一言。

瀬戸 著にも棒にもかからない。

岡田 会計補佐くらいの人だけど、それはだめですと。次、文学部、教育学部と控えているのに、法学部にそんなことを認めたら、必ずそっちにも認めなくてはならない。だから特別なことはできません。ただ最後、これも事務長がいろいろ頑張ってくれて、何とかなったと思うのだけ。

辻 耐震補強と一体のものだと思っていました。

落合 そうですね。

岡田 骨格というか、骨組み的なところは当然出るのだけど、例えば書架は、最低基準的なところはあるでしょうけど、それを上回る分は出せないとか、そういうのはいろいろありました。

【北大について】

辻 先生は北大をご卒業された後に、明治学院大学で16年お勤めになって、北大にお戻りになって20年、そしてまた今は北海学園大学へとお移りになったのですけれども、それらを見てきた中で、北大法学部の特色というか、それはどういったあたりにあるとお考えでしょうか。

岡田 交通手段がいろいろ発達する中で、時間に関する距離は狭くなってきているのだけれど、やっぱり東京と札幌の時間的空間的な距離にはそれなりに意味があると思います。東京にいと、去年の安

全保障関連法案でも、やっぱり雰囲気的にも当然近いから、巻き込まれるという表現は適切ではないかもしれないけど、かわらざるを得ないような状況になるわけですね。でも北大は、時間的空間的距離が、少なくとも時間的な距離はやはり縮まってきたとはいえ、しかしその距離があるから、意識すれば、じっくり考えたり、それをもとにして教育にもかわつたりができる。だから学生も含めて、よく言えばそういった時々の社会的な雰囲気と距離を置いて、じっくりものを考えるということができ、るのが最大の特色だと思います。ただそれは逆に言う、刺激というものが東京にいる場合と違うわけだから、その意味では東京の学生に比べればずいぶんのおんびりしていますねという評価にもなるかもしれないけれども、しかしそれはやっぱり、長所、メリットにもなるし、そういったことができる場所として北海道大学の法学部、法学研究科というのはあつたと思うのですよね。

辻 最後に、同窓生や北大法学部に向けてのメッセージをお願いします。

岡田 今までもやってきたと思います。が、いま述べてきた北大法学部のメリットを活かしつつ、社会の要請なり世界的な要請というものに答えざるを得ないというところとうまくバランスをとりながらやってもらいたいと思います。なんといっても、大学というのは研究・教育機関

で、研究というものをちゃんとして、そしてそれに基づいて教育をする。学生と教員の両方がかわりを持つ中で教育というのは行われるわけだから、その両方をこれからもやっていくことが必要なのではないかなと思います。今、大学の置かれている状況というのは非常に厳しいものがあるけれども、とりわけ私よりもっと若い人たちにも、ちゃんと研究をして、その研究を踏まえた教育をして、すなわち学生と接して、学生と一緒にものを考える、そういうものを大切にしてほしいし、それがなくなると、大学の存在意義もなくなってしまうのではないかという感じはします。同窓生で、大学の外で活躍されている方には、私が言ったような点も考えながら、温かく北大法学部の今と将来を見守りかつサポートしていただければと思います。

辻 本日は長時間にわたりありがとうございました。

一同 ありがとうございます。



追悼

亡き恩師を語る



小山昇先生のご逝去を悼む

昨年从今年にかけ元北大法学部教授であられた小山先生(民事訴訟法)、山島先生(民法)、五十嵐先生(民法・比較法)、深瀬先生(憲法)の4人が相次いでお亡くなりになられた。周知のことではあるが、4人の先生のいずれもが、法学部の創設期から教職に就かれ法学部の確固たる基盤を築かれるとともに、今日までの法学部発展・隆盛の原動力を培われた方々である。学術的業績は言うに及ばず、多くの学問的後継者・法学研究者を育てられ、接した人々に慕われる人格・人柄を備え、旧帝大教授を髣髴させる風格漂い、そして天寿を全うされた点においても共通しておられた。いずれの先生も北大退官後数十年を経ておられるにもかかわらず、同窓生一同にとって現役時代のお姿・お声が昨日の如く思い出される忘れ難き先生方であった。

会報「楡苑」第32号では故人となられた4人の先生の追悼特集を組むことにし、学恩・業績を引き継がれるなど関わりの深かった諸先生方から、追悼文をご執筆・寄稿頂いた。そして、ここに掲載することにしたものである。

2015年10月22日小山昇先生が逝去された。享年98歳。小山先生は、1917年8月1日北京でお生まれになり、大連での学校生活を経た後、1935年第一高等学校文科甲類入学、1939年東京帝国大学法学部入学、1942年東京帝国大学法学部助手、1947年北海道帝国大学法学部講師、同年助教授、1950年北海道大学法経学部助教授、1953年同教授、同年北海道大学法学部教授に就任され、1981年同大学を定年ご退官されるまで北海道大学法学部で民事訴訟法の研究、教育に勤められた。その間、法学部長を始めさまざまな要職を歴任されたことは言うまでもない。まさに先生は、北大一筋に頑張られ、北海道大学法学部の建国の父といってもよい働きをされたのである。そして北海道大学を退職後もしばらく札幌に残られ、北海学園大学

法学部に奉職された。先生の著作の数は膨大である。それらのほとんどは、小山昇著作集(全13巻)に収められているが、その他にも『民事訴訟法(5訂版)』(1989年、初版は1968年)、法律学全集の『民事調停法(新版)』(1977年、初版は1958年)、『仲裁法(新版)』(1977年、初版は1958年)等の体系書があり、著作集以後も、『裁判と法』(1995年)、『法の発生』(1998年)を著作集の別巻として出されている。先生の弛まぬ、孜々として続けられた民事訴訟法研究の成果は質量ともに他の追随を許さないほどのものとなった。

先生の最初の論文集が『訴訟物論集』(有斐閣、1966年)であることもあって、小山先生といえば訴訟物論を思い浮かべる方が多いことであろう。先生は新訴訟物論といわれる理論の草分け的存在であった。先生の訴訟物論は、事実密着する利益概念を基礎に据えたものである。日本とは異なり、申立てと生活事実関係を訴訟物特定の要素とするドイツの判例・通説と相通ずるところがあるが、それともまた異なる独自の訴訟物論として評価されている。もともと近時、ドイツにおいて利益概念を訴訟物の基礎に据える見解(アルト・ハンマー)が提唱されるにいたったことは、その出現の50年以上前にすでに「利益」に着眼し

ていた先生の慧眼を表すものといえないであろうか。先生の学問の今ひとつの特徴は、比較法の幅の広さである。ローマ法、フランス法、ドイツ法、イギリス法の文献を渉猟されて書かれた「確定判決の追加賠償請求」(著作集5巻)はこれらを全て調べたうえで日本法の解釈論を展開している。このような研究の手法は、理想的とはいえ、誰にでもできることではない。このような研究を積み重ねられた民事訴訟法学者は希有といってもよい。先生は晩年、仲裁法の歴史を研究されていた。先生が70歳を少し過ぎた頃にお訪ねしたときのことであるが、先生は、ギリシャの仲裁の歴史を調べている関係で、イオニア語とドーリア語に遡って勉強していると話され、驚嘆した記憶がある。近頃では、退職された後、民事訴訟実務に進む研究者も多いことであるが、先生は、どこまでも学問一筋でとおされた方であった。

私は、1972年先生55歳のときに先生のゼミに入れていただいた。当時のゼミは、午後3時に始まって、5時過ぎまで徹底した双方向で行われたのであるが、知識もなく学問的な力も弱い私が少しずつ研究者を目指すようになったのは、ゼミでの鍛錬の賜物であった。先生は、実務家を目指すものにはレポート課題などでそれなりに対応し、研究者を

目指す者には、ドイツ語の文献を課題として与えて下さるといふかたちで、今から思い返すと教育者としても非常に優れた方であった。私は、そのまま大学院に進みその後も先生のご指導を受ける幸せに浴した。当時ある先生が私に、「君は将来きっと小山先生から指導を受けたことを感謝するときに来る」といわれたのであるが、まさにそれがどれだけの難かつたかはかり知れない。もともと学問的にも、「学問もテニスも一緒」といわれて指導を受けたテニスも結局不肖の弟子に終わってしまったのではあるが。

先生は、若い頃肺を患われて苦労されたと伺っている。そのせいか、先生の生活は、その強靱な意志も手伝って厳格にコントロールされていたように思う。出勤時間、帰宅時間、テニスの時間、食べるもの、十分な咀嚼等、先生は規則正しくご自分を規制しておられた。羽目を外すことはなかったのではないであろうか。評価を抑制して論理の行方をたどる先生の学問態度は、優れた自己抑制力の表れともいえる。また先生は他人に感情的に接することもなかった。先生の機嫌を付度する必要はなく、いつも同じ態度で応対してくださった。これほどの情動の安定もまた自己抑制力からくるものではないであろうか。

最後に先生の奥様である俊子様のことを語ることをお許しいただきたい。奥様

もまた素晴らしい方であった。先生をお宅にお訪ねすると、ときどき奥様の手料理をご馳走してくださったが、これがまた美味しくて楽しいひとときであった。奥様がどのような方であったかは、ご著書である『バリ日本館』で窺い知ることができる。先生は、今、奥様と再会されて穏やかに過ごされているに違いない。

本間 靖規

(早稲田大学教授)



山島正男先生を偲んで

山島正男先生は、私たちの心に多くの思い出を残されて、平成28年2月24日、ご逝去されました。奥様、ご家族の皆様は、心から哀悼の意を表させていただきます。

先生の聲に接したのは、法学部に移行した2年後期の民法総則の授業でした。10冊30センチほど前方が見えないほどに積み上げた本を両手で抱えて登壇され、何冊か開きながらほとんど目を配らず、民法全体を縦横無尽に語るお姿は、そのお声とともに、今でも鮮明に覚

えています。当時は、のちに先生に指導教授となっていたとき、先生ご夫妻に媒酌人となっていたなど、公私にわたりお世話になり続けることができる僥倖に恵まれるとは思いますが、ありませんでした。

先生のご業績は、藤岡康宏先生（北海道大学名誉教授・早稲田大学名誉教授）の渾身の力作ともいえるべき味読の論稿「山島教授の『家族法の世界』」その経歴と業績について（北大法学論集38巻5、6号下巻509頁（1998年））において、その広さと深さが重厚に示されています（ほかにも、資料として「山島正男教授略歴・業績目録」札幌学院法学13巻2号553頁（1997年）などがあります）。私も、先生が2002年に勲二等瑞宝章の叙勲を受けられた際の功績紹介で、一見些細に見える事柄にも大きな問題を見出し、大きな問題にも細かく神経を使うところが、学界から高い評価を受けた理由であると書かせていただきました（北大時報No.584）。

先生は、繊細かつ伸びやかな学風そのものに、細やかな気配りをされながらも誠におおらかなお人柄から、多くの人を引きつけずにはおりませんでした。私も私法学会の個別報告の際には、先生が宿をお手配くださり、前日、原稿をチェックしていただいた後、先生と東大付属植物園を、往時の小石川養生所の面影を偲

んで散歩したことが忘れられません。報告が終わるとすぐに帰られ、そこで初めて、今回はこの報告のためにだけきてくださったのだと気がつきました。あるときの学会では、同じ部屋にご一緒させていただき、連載の原稿を執筆されていた真剣なお姿に感銘しつつ、ほろ酔いの私はすぐに休ませていただきました。

先生は、時折、恩師、中川善之助先生のお話をされ、中川先生は、学生を大変大事にしていたと話されていました。中川先生は卒業する学生を駅に見送りにいつていたとか、中川先生はコンパで飲んで帰ったあとも勉強しているらしいというので、学生がコンパの後、深夜自宅に行ってみると書斎に明かりがついていたというエピソードなど、そこからは恩師を懐かしみ敬愛してやまない思いが伝わってきました。

先生は、最後に大事にしておられる本を下さいました。一つは、中川善之助先生のご著書一式でした。ダンボール一箱にあふれるほどの量で、中川先生はこんなにも書かれていたのかという驚きと、それを大事にしていた先生の恩師にたいする深い思いを強く感じました。もう一つは、外岡茂十郎ほか編『明治前期家族法資料』（第1巻～第3巻、別巻）（1967年～1976年）一式です。そこには、小さく丁寧な字で、多くの書き込みがあり、先生が研究に没頭されてい

たお姿が二重写しとなって見えるようです。先生に、沢山の書き込みがあることを尋ねますと、あの本は勉強しました、とぼつりといわれました。

先生のアルバムを見せていただきますと、北大ご退官の時には、東京山畠会の集まり、山畠先生の教えを受けた札幌弁護士会の方々、そして、退官まで無事勤務できたのは皆さんのお陰ということで先生が設けた事務関係の方々と集まりの写真など、先生の豊かな人間関係、先生の暖かなお気持ち、が、ふつつつと伝わってまいります。

あるとき、私は、某出版社から、先生の全著作のコピーをいただき、先生の全集を出版したいので、目次を作成してほしいと頼まれました。全集出版という、これほど学者冥利につきる話はあるでしょうか。しかし、先生は、ご論稿の多彩さゆえか、すべて収録ということに難色を示され、エッセーのなかから選んで一書にするというのであれば纏めたいとおっしゃいました。先生の随想・小論もまた珠玉の名作ぞろいであり、「良い法律家は悪い隣人ほか」札幌学院法学10巻2号495頁(1994年)は、ぜひ、多くの方に読んでいただきたいのです。法とは人のためにあり、法のために人があるのではないというのが、先生の法学研究を貫く精神であり、それは、読書に旅行に、趣味の居合いにと、いつまでも

知的な関心をもち続け、人との豊かな交わりを続けられ、悠々の人生を過ごされた先生の生き方とつながっていたように思われます。先生のまねは到底できませんが、深い学恩に感謝し、先生の温かな眼差しの記憶を胸に刻んで歩んでみたいと思います。ありがとうございます。

松久 三四彦

(北海学園大学教授・北海道大学名誉教授)



五十嵐清先生を悼んで

北大法学部の草創期にあつて、その礎を築かれた五十嵐清先生は、2015年9月12日早朝、90歳の生涯を閉じられました。ここに長年にわたる生前のご指導に感謝し、その偉大な功績を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

先生は、大正14年5月12日に新潟で生まれになり、昭和23年3月に東京大学法学部をご卒業後、東京大学特別研究生を経て、昭和25年4月に法経学部助教として本学に赴任されました。昭和34年には法学部教授に就任され、昭和36年に

は北海道大学評議員、昭和41年には法学部長・法学研究科長に就かれ、本学の管理運営にもご貢献されました。平成元年に定年退職されるまで39年もの長きにわたり、比較法、民法、国際私法などの教育、研究に従事され、本学法学部・法学研究科草創期の礎を築かれました。本学ご退職後は、平成元年から札幌大学法学部教授、平成17年から北海学園大学法務研究科教授を歴任され、平成20年3月にご退職されました。

先生は、日本における最初の比較法講座の担当者であり、比較法原論のパイオニアとして知られるばかりか、機能的比較法を具体的に民法の各分野に応用し、比較法が民法の解釈に有用であることを実証的に明らかにされました。具体的には遺留分制度、瑕疵担保、契約における事情変更の原則、人格権論などが挙げられます。また、研究者として自ら範を示されるとともに厳しい姿勢で後進の指導に当たられ、多くの比較法、民法の研究者を育成されました。平成15年にはそれまでのご功績により、瑞宝重光章を受章されました。その後もご逝去される直前まで研究の手を休められることなく、生涯現役の研究者として90年にわたる生涯を全うされました。ご逝去された2015年には名著『法学入門』の第4版、『比較法ハンドブック』の改訂版を刊行され、ライフヒストリーを口述した

『ある比較法学者の歩いた道 五十嵐清先生に聞く』を出版され、ご逝去の直前にはついにライフワークとされた『ヨーロッパ私法への道 現代大陸法への歴史的入門』を脱稿されました。研究者としての先生の矜持を見る思いがします。

思えば、私は学部生の時代に先生のドイツ法の講義を聴講し、その後、大学院入学後、亡くなる直前までそのご指導を受けてきたことになります。中国法を専攻しようとする私を北大の比較法の院生に迎えていただき、大学院ではマンツーマンで英語文献講読の手ほどきをして下さいました。博士課程修了後、9ヶ月の助手を挟んで、先生が築かれた北大比較法講座の助教授に採用していただきました。また、北海道社会主義法研究会、その後身の「体制転換と法研究会」には、ほぼ毎回、ご出席いただき、いつも厳しいご指導をいただきました。先生がおられるだけで、研究会の空気は引き締まり、質的にも一気に全国レベルの研究会になりました。先生が聞いておられることが、いい意味で、われわれにとつてどれだけのプレッシャーになったか計り知れません。また、毎年、正月2日には、お年始のご挨拶に澄川のご自宅にお邪魔して、奥様の手料理と先輩たちから送られた高級ワインをいただくのが恒例となっていました。

2014年1月25日、われわれ社会主

義法グループで先生から指導を受けた門下生が中心となつて、先生の卒寿をお祝いする会を開催したことが昨日のこのように思い出されます。全国から、また中国からも先生を慕う門下生、お世話になった関係者が札幌に集い、お元気だった先生と楽しい一時を過ごしました。その頃、すでに奥様は入院され、ご出席がかなわなかったことが悔やまれました。

不肖の弟子の末席を汚す私は、2015年から東京の私学へ職場を移し、1年生の法律リテラシーでは先生の『法学入門』を、また2年生の比較法学では『比較法ハンドブック』をテキストに講義をしております。こうしていつまでたっても先生のお仕事を導きとして、大学教師の端くれを務めていることになりました。北海道を離れても、結局、先生からは離れられずにいるのです。文字通り、先生の学恩を全身に浴びることができたからこそ、今日の自分があることを、痛感する毎日です。

ご遺稿となった執念の作、『ヨーロッパ私法への道』は、小川浩三先生、曽野裕夫先生および私の編集により、本年7月に悠々社から上梓されております。同窓諸氏におかれましては、先生が命をかけて挑まれた最期のお仕事を、手にとってご覧いただければ、先生もさぞかしお喜びかと思えます。

先生、90年間お疲れ様でした。そして長い間、ご指導ありがとうございました。先生から教えを受けたことを誇りに、残りの研究者としての時間を過ごして参ります。いつまでも先生には追いつけませんけど…。

鈴木 賢

(北海道大学名誉教授、明治大学法学部教授)



憲法学を一筋に貫いて 深瀬忠一先生を偲ぶ

深瀬忠一先生は、2015年10月5日に88歳の天寿を全うされました。亡くなる一月前に緊急入院し、病床で安全保障関連法案の国会論議に耳を傾け、平和憲法の行く末を最後まで案じておられました。

先生は、1927年3月1日に高知県で生まれ、1953年3月に東京大学法学部を卒業、同年6月に北海道大学法学部助手に就任し、1956年4月に法学部助教授に昇任しました。助教授昇任後、フランス政府給費生としてパリ大学法学部に二年間留学し、安保反対運動が

盛んになる1960年4月より、法学部での憲法の講義および演習、大学院法学研究科での憲法の授業と個別研究指導、教養部での日本国憲法の講義を担当して、1990年3月に定年退官されるまで、北大で多くの学生に憲法を教え、また、研究者を育てられました。1979年から教養部で開設された総合講義「平和の学際的研究」の責任者になって、複数の教員が担当する平和研究の講義のために尽力されました。

教育者としての深瀬先生は、学生を誉めながら個性を伸ばすという、温かさや包容力のある先生でした。お酒は飲まれませんでした。が、学生とのコンパや研究会の懇親会にも積極的に参加され、歓談するのを楽しんでおられました。スケッチを画くのもお得意で、パリや北大構内の風景が選ばれていました。絵画への造詣は素人離れをしていました。

先生が絵画への能力を発揮されたのは、法学部の学部章の作者になられたことです。1963年に法学部創立10周年記念で公募された学部章に先生の作品が当選されました。逞しい幹から若葉を繁茂させる楡が画かれた学部章を思い出していただければ幸いです。

研究者としての先生は、先行業績を始め資料を徹底的に集めて読み込むのに膨大な時間をかけて、土日もなく、朝から晩まで研究室にこもるという研究スタイル

の持ち主でした。深瀬先生の憲法学は、比較憲法文化論の視座からの広い領域に渡っております。主な研究分野を三つに分けますと、議会制民主主義、日仏比較憲法、そして平和主義になります。

第一の議会制民主主義研究では、比較法研究を基に国民の代表機関である議会の審議能力を高めるための提言も行っています。博士論文である「衆議院の解散」(1962年)における解散権に憲法習律上の制約があるという提言は、学説では支持されていますが、政界では「解散は首相の専権事項」として無視されています。しかし、『議会における立法過程の比較法的研究』(1980年)において、共同研究の総括責任者としてまとめて提言された国会審議での政府委員の廃止は、法改正により1999年に実現しました。

第二の日仏比較憲法研究は、外国憲法の研究は、横のものを縦に直すという、外国からの一方向的な輸入ではなく、日本の憲法論を外国にも積極的に輸出して相互交流を図るべきという信念に基づくものでした。深瀬先生のフランス語は、日本語の文章と同様に個性的な表現力を持っており、フランス留学で培ったフランスの研究者との人的つながりを活用し、フランスの公法や比較法の代表的な雑誌に論文が掲載され、日本の平和主義や議会制を積極的に紹介しました。

また、日本に來られたフランスの代表的な公法学者を北大にも講演のため骨身を惜しまず招聘されました。その業績が高く評価され、1977年・1978年にパリ第2大学に樋口陽一教授とともに客員教授として招聘されて、大学院で日本憲法の講義を行いました。その成果が樋口教授との共著としてフランスで出版された『日本における立憲主義とその諸問題』（1984年）で、天皇制や平和主義など憲法論を日本の文化に結びつけた憲法文化論の視座に立つ優れた書物です。この本がフランス語という国際的に通用する言葉で書かれているのかかわらず、日本を含めて国際的に十分に利用されていないのは残念なことです。

第三の平和主義研究は、先生が亡くなる直前まで生涯にわたって追求したテーマです。1960年代の恵庭事件、長沼訴訟という個別裁判事件への理論的支援に始まり、『戦争放棄と平和的生存権』（1987年）という平和憲法研究の最高水準の著書に加えて、2008年に出版された『平和憲法の確保と再生』に至る三回にわたる共同研究の実質的代筆者として活動されました。先生を平和憲法研究の主導者として位置付けるのは、このような業績があるからです。

1978年12月から二年間務めた法

学部長として、深瀬先生は組織の代表者としても卓越した能力を示されました。日仏交流の功績に対しては、1981年に、フランス・ボワチエ大学より名誉博士号を、1983年には、フランス政府より文化功労賞を授与されております。

中村 睦男

（元北海道大学総長・法学部長）

卒業生登録システム《@Frontier》にご登録ください。

hokudai.ac.jpメインのメールアドレスは、北大卒業生の証。
PC・ケータイ・スマートフォンから、メールをはじめとする各種サービスが利用可能です。
北大を卒業しても、
@Frontierで他の卒業生や北大とつながりましょう!

利用資格は北大卒業生。
利用料は無料。

生涯にわたり
メールサービスが利用可能!

オンライン上で
会員検索ができる!

「私書箱」機能も利用可能!

公式サイトから登録可能です
<http://www.hokudai.ac.jp/frontier/>

スマートフォンからも
アクセス可能です!

1 公式サイトへアクセスし、新規申し込みのボタンをクリックします。

2 利用規約をご覧の上、ご自分のメールアドレスを送付後、送られてくるURLにアクセス。

3 登録申請フォームに必要事項を記入の上、データを送信していただきます。

4 本学で、データを確認後（※）、メールアドレスにIDとパスワードを送付いたします。

※1週間から10日程差がある場合がございます。

北大との絆をつなぐ一枚

UC CARD
Hokkaido University
UC CARD
Hokkaido University
UC CARD
Hokkaido University
UC CARD
Hokkaido University

UCカード株式会社
北海道大学カード

三井住友カード株式会社
北海道大学カード

申込み

UCカード専用ページから申込み

三井住友カード専用ページから申込み

北海道大学カードが北大生を支援する仕組み

北海道大学カードへの入会による取次手数料及びカード利用額に応じた提携手数料がカード発行元の北海道大学連合同窓会に還元され、これを「北大生支援資金」として北海道大学に寄附し、「奨学金」、「留学支援金」、「課外活動への費用援助」等に役立ててもらうこととしています。

本学卒業生、教職員又は、在学生父母の方限定

申込みに必要な書類

UCカード専用ページから申込み

三井住友カード専用ページから申込み

お問い合わせ先:

北海道大学総務企画部広報課
電話: 011-706-2012/2072
E-mail: kouhou2@jimuhokudai.ac.jp

北海道大学校友会エールム
011-706-2101/2102
kouyukai@general.hokudai.ac.jp



北海道大学
HOKKAIDO UNIVERSITY

北大法学部東京同窓会について

山口 公範
平成2年卒業(第41期)

北大法学部東京同窓会は、昭和42年の北海道大学東京同窓会の文系学部を集会を源流とし、昭和57年の第一回会合から(1)、途中何度かの消滅の危機を乗り越えながら、諸先輩方のご尽力により今日までに組織的な基盤づくりが行われてきました(2)。特にここ数十年の歴代会長である、松田昌士氏(昭和34年卒、元JR東日本社長)、五十嵐三津雄氏(昭和38年卒、元郵政事務次官)、上野徹氏(昭和40年卒、元文藝春秋社長)、牧野英克氏(昭和43年卒、元中部大学教授)諸氏のご尽力により法学部東京同窓会が運営されてきています。その結果、隔年開催の法学部・経済学部合同の東京同窓会を含めてほぼ毎年開催されてきています。昨年は法学部の単独開催年にあたり、恩師・卒業生約60名を集め、11月13日に銀座東武ホテルにて開催されました。

北大法学部東京同窓会の主な活動は、在京の法学部卒業生や恩師との旧交を温め親睦を深めるという目的のも

の、毎年11月に総会及び懇親会を開催しています。同窓会の開催に先立つ講演会として毎回ゲストスピーカーをお呼びし、原則として恩師の先生方等や北大関係者の方にご講演をいただいています。昨年は読売新聞東京本社取締役論説委員の竹内政明様(文学部昭和54年卒)をお招きし、読売新聞朝刊一面コラム『編集手帳』の執筆にあたり、漢字の使い方から表現方法などの工夫やご苦労をお話いただきました。また恩師の先生方にご来賓としてご参加いただき、昨年は独禁法の厚谷襄児先生、民法の藤岡康宏先生、瀬川信久先生、金融法の北見良嗣先生にご参加いただきました。

長谷川(現)法学研究科長・法学部長には都合によりご出席いただけなかったものの、国立大学の改革の状況、さらに、北大法学部、大学院法学研究科、法科大学院等の学業・学生等の状況や、卒業生の活躍等につきお手紙でご報告をお寄せいただきました。

その後の懇親会、締めめの挨拶の後、恒例の『都ぞ弥生』の合唱とともに来年の再会を約し、同窓会の締めくくりとなります。

法学部東京同窓会開催の案内は北大東京同窓会のホームページ(3)のWhat's Newに掲示されるほか、当同窓会事務局にメールアドレスを連絡いただいている会員の方には事務局から開

催のご案内を差し上げています。同窓会費は無料。同窓会の参加費で当該総会及び懇親会の運営を賄っています。

東京同窓会では事務局とは言っても専任のスタッフが存在するわけではなく、また、メールやSNSが発達しているにもかかわらず個人情報保護という法令の壁などもあり、同窓会事務局が組織的に卒業生のアドレスを入手することが事実上不可能であり、新たなメンバーや新社会人の若い卒業生の参加を募る手段が極めて限定されていることから、是非在京の同窓生同志で声を掛け合ってご参加いただきたい、ここに改めてお願いいたします。

(1)『北大東京同窓会50年史』

北海道大学東京同窓会・社団法人東京エルム会、1993年発行

(2)『北大東京同窓会会報

フロンティア特別号No.26』

北大東京同窓会、2004年発行

(3) www.hokudai-tokyo.org

東京同窓会 新会長について

昨年の同窓会総会において、4年間に亘り会長を務めてこられた牧野英克氏(昭和43年卒)が退任され、代わって奥野滋氏(昭和50年卒・第26期)が新たに会長に就任されました。奥野新会長は、就任の挨拶の中で「今、難しい時代の中で皆、頑張っているが、少しでも在京法学部同窓生の交流を活性化し、各々が明るく頑張れる一翼を微力ながら担っていきたい。」との決意表明がありました。奥野氏は昭和27年札幌生まれ、不動産取引・金銭貸借・相続・医療事故等に関する民事訴訟、会社経営全般に関する企業法務等を扱う弁護士です。平成16年度東京第二弁護士会副会長、平成19年度・20年度事務局長。



東京同窓会 新会長
奥野 滋氏
(昭和50年卒・26期)

「平成二十八年年度 永友会活動報告について」

永友会事務局

厚海洋幸
平成7年卒業(46期)

釧路在住の北海道大学法学部・経済学部卒業生が集う永友会の平成28年度の会合を6月3日(金)に開催いたしましたので報告をさせていただきます。

開会に先立ち、永友会の創始メンバーの一人であり初代会長であった故川上弘(昭和27年法学部卒業)先輩と、地元新聞社の代表取締役社長として地域の発展に尽力された故春日井茂昭和50年経済学部卒)先輩に対し黙祷を捧げました。

今年度の永友会では、木村 勲 会長(昭和34年経済学部卒業)をはじめ12名の参加をいただき、事務局から会務や会員の異動報告を行った後、会の決算報告を行いました。

その後、長きにわたり会長を務めてこられた木村会長から勇退の意が告げられ、後任には満場一致で工藤 靖雄(昭和42年経済学部卒業)氏が選出されました。工藤新会長は、永友会の創設から平成9年度まで事務局長を務められ、以降も会の要として木村前会長を支えていただいております。木村前会長への感謝とともに、会員が一人となって工藤新会長を支え、永友会の発展に努めることを出席者全員で確認いたしました。

懇親会恒例のテーブルスピーチでは、それぞれの近況報告に加え、今年は、会員の一人から釧路市の中心市街地の空きビルをリノベーションにより新たな店舗の誘致を図り、街なかの賑わい創出に取り組んでいることが告げられると、他の会員からも釧路に来る観光客への新たなサービスの提供や、釧路のシンボルである釧路川のリバーサイド開発に関する提案など釧路に元気を与えるまちづくりのアイデアが次々と提案され、たいへん活気あふれるものとなりました。

会の結びには、毎回恒例となっている北大恵迪寮歌「都ぞ弥生」を斉唱した後、記念撮影を行い、来年の再会を約束しながら閉会としたところであります。

今年度の永友会では、新たな会長が選出され、会員一同が、同じ学び舎を巣立ち釧路に暮らす先輩・後輩のつながりを大切にしながら、年に一度の交流を楽しんでいこうと思いを新たにしたいと考えています。



北海道から世界へ

札幌から世界の名門トップテン MBA 大学院留学は 2015 年も、青山 TG セミナーが **100%** 総ざらい！

海外大学・大学院ランキング トップ50校すべてに合格実績

Harvard, Stanford, MIT, U.C.L.A., Berkeley, Columbia, Northwestern Kellogg, Georgetown, George Washington, LBS, LSE, INSEAD, IMD,.... and more!



青山 T/G セミナー

ライブで、オンラインで、世界のどこからでもレッスン受講

TOEFL・GMAT・IELTS・SAT・GRE・LSAT・国際バカロレア・海外大学受験・フルブライト等奨学金対策・グローバルキッズ校・グローバルコミュニケーション塾 AndBeyond も開校！

■ facebook

T/G Seminar で検索

■ website www.liberal-arts.com

■ contact admin@tg.liberal-arts.com

チャレンジ問題 GMAT Math

If Y and Z are prime numbers, which of the following **CANNOT** be the sum of Y and Z?

a) 5 b) 9 c) 13 d) 16 e) 23

答えは、admin@tg.liberal-arts.com GMAT 係まで。
正解先着 100 名様に GMAT 問題集プレゼント！

- 東京 ■ 海外トップ校留学 青山 TG セミナー
■ グローバルコミュニケーション塾 AndBeyond
〒104-0061 東京都中央区銀座 7-5-4 2F
- グローバル・キッズ校
〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 4-30-22-302
- 北海道 ■ 海外トップ校留学 青山 TG セミナー
■ グローバルコミュニケーション塾 AndBeyond
〒060-0061 札幌市中央区南1西4 日之出ビル 9F
- グローバル・キッズ校
〒061-0224 石狩郡当別町末広 380 辻野ビル 2F

岩見沢同窓会

西原美弘

1994年卒業(第45期)

北大卒業生の交流・親睦を深めるため、毎年1回(概ね7月～9月頃)、北海道岩見沢市内において、全学部を対象とする同窓会を開催しています。例年、30名ほどが参加されています。市内在住、市内勤務のほか、近隣のまちからのご参加も歓迎いたします。

参加を希望される方は、岩見沢市役所 庶務課 西原

(電話0126-23-4111)までご連絡ください。

なお、今年は、6月27日に開催いたしました。

全国各地に所在する同窓会(法学部単独の同窓会でなくても構いません)からの「同窓会だより」をお持ちしております。会報第33号への掲載を希望される同窓会におかれては、平成二十九年四月末日までに、同窓会宛てに、FAX・Eメール又は郵送にて、原稿のご提出をお願い申し上げます。

なお、当該同窓会の開催案内を主と

する内容のものなどについては、遠慮下さい。

宛先

〒060-0809
札幌市北区北9条西7丁目
北大法学部内
FAX(011)706-3941
Eメール dosokai@jufs.hokudai.ac.jp



(株)ブライダルは北海道大学法学部同窓会の皆様の「結婚」を応援します。

38年の実績

(株)ブライダルは今まで法人福利厚生、官公庁、各大学会報誌などで、数多くの方々の結婚のお世話をさせて頂いております。少子化問題にも「結婚」という形で社会に貢献できる企業を目指しており、特に北大校友の皆様には平成18年より「北海道大コース」を設け、多くの方にご利用頂いております。この「同窓会報・楡苑」を見たとおっしゃってくだされば、校友の皆様はもとより、ご家族の方でも特別に「結婚」を特典付(登録料50%OFF)にてお世話させていただきます。

北海道大コース

登録料 **50% OFF**

ブライダルコース ¥226,800 ▶ ¥210,600 etc.

エクセレントコース ¥388,800 ▶ ¥372,600 etc.

●価格は登録料・会員サポート費・月会費(12回分)の税込総額です。



下のQRコードにて携帯サイトに簡単にアクセスできます。(一部対応しない機種がございます。)



株式会社 **ブライダル**

Network 東京・横浜・湘南・浜松・豊橋・名古屋・岐阜・大阪

東京本社 〒163-0528 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル28F
名古屋本社 〒460-0008 名古屋市中区栄3-7-13 コスモ栄ビル9F
大阪支社 〒530-0001 大阪市北区梅田1-12-17 梅田スクエアビルディング6F



お問い合わせ
(月曜定休)

0120-415-412

ホームページ <http://www.bridal-vip.co.jp>
携帯サイト <http://www.bridal-vip.net/m/>

中村睦男先生が北海道功労賞を受賞されました



中村睦男先生(12期)が、「アイヌ施策への貢献」により、北海道知事が授与する最高の荣誉である平成二十七年北海道功労賞を受賞されました。同窓の皆様とともに心からお祝い申し上げます。

中村先生がわが国を代表する憲法学者であり、北大総長として活躍されたのは周知のことですが、先生とアイヌ政策の関わりはそれほどには知られていないかもしれません。二〇〇八年六月六日に国会と政府は、アイヌ民族を「独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族」と認めましたが、そこに至る道を切り拓いたのが中村先生でした。

○ウタリ問題懇話会分科会長として

一九七〇年代頃にアメリカから世界に広まった先住民族の権利実現を求める波は日本にも到達し、北海道ウタリ協会(現「公社」)北海道アイヌ協会などは八四年の定期総会で北海道旧土人保護法に代わるアイヌ新法の制定を求める決議を行いました。立法要

請への協力を求められた横路北海道知事は、その妥当性を審議するため知事の諮問機関であるウタリ問題懇話会に新法問題分科会を設け、その長に中村先生を招請したのです。

アイヌをはじめ先住民族の法的地位に関する邦語での研究がほとんどなく、インターネットなどというものもない中で、審議は困難を極めました。が、当時まだ四〇台半ばであった先生は、浩瀚な憲法学識と絶妙なバランス感覚によって三年あまりの調査と審議を導き、わが国として初めての先住民族立法を求める提言を取りまとめられました。

○ウタリ対策有識者懇談会委員として

北海道からの提言を受けた国の検討はなかなか進みませんでした。が、一九九四年に誕生した自社さ連立政権は立法の必要性の検討に踏み込む決断をし、五十嵐内閣官房長官の諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」(座長・伊藤正己元最高裁判事)を設置しました。中村先生は座長代理として、司馬遼太郎などとともに報告の取りまとめにあたりましたが、この当時は、まだ国連における先住民族の権利をめぐる議論も収束しておらず、先住民族であることの法的効果も明らかではありませんでした。その中で懇談会はアイヌを

事実上の先住性を有する、独自の文化を持った民族と位置づけ、新しいアイヌ政策は、①アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、②アイヌ文化の振興、③伝統的生活空間(イオル)の再生、④国民理解の促進、を柱に展開すべきものとなりました。

この提言の背景にあるのは、政治的自決権や土地権、また過去の補償又は賠償という問題をアイヌ政策展開の基礎に置くのではなく、わが国の実状を踏まえて、「少数者の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を目指す」ことこそが、「いわゆる『先住権』をめぐる様々な要望に、今日我が国として、具体的に応える道である」(懇談会報告書)という判断でした。

この提言を受け、政府は一九九七年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」を制定し、施策の実施を担う組織としてアイヌ文化振興・研究推進機構(アイヌ文化財団)を札幌市に設置しました。

その後、中村先生は二〇〇一年に北大総長に就任されますが、在任中の注目すべき御業績の一つにアイヌ・先住民研究センターの設置があります。これは、アイヌ文化財団が「アイヌに関する総合的かつ実践的な研究」を自ら遂行する機能を有しないことを踏まえ、アイヌ民族をはじめとする先住民族に特化した国立研究機関を設けることによって、有識者懇談会の提言を自ら完

成されたということができるだけでしょう。

○アイヌ文化財団理事長として

総長を退任されて二年後には請われてアイヌ文化財団の第三代理事長に就任され、先生自らが有識者懇談会委員として提言された政策を実施する責務を担われることになりました。

政府は、先住民族としての公認の後に設置された第二次有識者懇談会(座長・佐藤幸治京大名誉教授)の報告などを踏まえ、アイヌ文化復興のためのナショナルセンターとして、国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園などからなる「民族共生の象徴となる空間」を北海道白老町に整備する旨の閣議決定を行い、二〇二〇年のオリンピック・パラリンピック東京大会に合わせた一般公開を目指して開設準備作業を進めていますが、中村先生が率いるアイヌ文化財団は、その運営に中心的な役割を果たすことが期待されています。

このように、北海道で始まったアイヌ新法の検討から国の有識者懇談会を経て北海道における民族共生象徴空間の設置まで、常に先頭に立ち、あるいはその土台を支えてきたのは一貫して中村先生だったのであり、このご功績が今回の御受賞として結実したと申せましょう。

あらためて、皆様とともに先生の北海道功労賞御受賞を心からお祝い申し上げます。

常本 照樹

北大大学院法学研究科教授

学生サークル紹介

北法会 サークル紹介

山口 果織（法学部3年）

北法会（ほっぽうかい）とは、司法試験を目指す学生による北海道大学法学部公認サークルです。現在は、新入生向けに“夜間法学教室”という講義を開講すること、および司法試験を目指す学生のために情報の提供を行うことの2つを柱として活動しています。

サークルとはいうものの、現在北法会では定期的な例会のような活動は行っておりません。北法会の顧問を担ってくださっている藤原正則教授（民法）のお話によると、北法会自体は半世紀以上前から存在していたようで、そのころは旧司法試験合格に向けて学生が自主的にゼミを行ったり、論文試験指導をしてもらったりという活動をしていました。それから司法試験不人気などの時代の流れによって一時北法会は活動を休止していましたが、今から15年ほど前、司法試験制度改革によって北大にも法科大学院ができるということで再度司法試験を目指すという学生が奮起し、北法会は活動を再開しました。

現在行っている一つ目の活動の柱“夜間法学教室”とは、前期は講義形式、後期はゼミ形式で新入生向けに行っている講

座です。現在北海道大学では法律専門科目が2年生から始まるものですが、1年生のうちに法律の基礎を学んでもらうことを目的として憲法、民法、刑法について、全10回で講義を行っています。1回約90分程度の講義ですが、講義をしてくださるのは法学部の教授陣で、先生方のご厚意によりボランティアで講義を行っていただいております。金曜の夜に新入生のために時間を割いて下さっているおかげで毎年この活動を続けることができており、講義をしてくださる先生方には非常に感謝しております。

後期のゼミ形式の授業では、民法総則についてゼミ生が各回の担当を決め、持ち回りで担当箇所の解説、発表を行います。その後過去の司法試験の問題なども題材にしながら問題を解きますが、北大の法科大学院を修了し、司法試験の受験を終えられた方をTAとして迎え、論文の添削指導等も行っています。1年生で学ぶ民法の総則を網羅的に学習できますし、自分が調べてきたことをみんながわかるように説明する、という作業は1年生で体験できることではないので、2年生以降、専門科目のゼミが始まる前にこのような体験をできることはアドバンテージにもなります。また、現在北法会では定期的な例会は行っていないため、この後期夜間法学教室が実質的には司法試験を目指す学生が互いを知ることのでき

る顔合わせの機会としての役割も果たしています。私自身、新入生の時にこのゼミに参加していて、これをきっかけに将来法曹を目指す友人もできたので参加できて非常に良かったと感じています。ゼミの最終回には講師を担ってくださった藤原先生やTAさん、北法会の役員も含めてゼミ生みんなでご飯を食べに行くので、その場で同期がどんなことを考えてこのゼミに参加したのか、どうして法曹を目指すのか、将来の展望等々：深い話もすることができ、とても良い機会でした。

もう一つの活動、司法試験合格に向けての情報提供とは、図書の貸し出しや各種予備校の答案練習模試等の案内です。特に図書の貸し出しについてはたくさんの方の皆さんに利用していただいています。といいますのも、演習授業など様々な基本書を読む必要があるのですが、1回の授業のために学生が基本書をそろえるのは金銭的にも大変厳しいものです。そこで北法会ではそのような基本書類を会員の皆様に利用していただけるように最新版で豊富に取り揃えています。各種予備校が出版している予備校本と呼ばれる本も揃えることで、日々の会員の皆様の勉学に役立つことが出来ているのではないかと自負しております。

北法会ではこの2つを柱として学生が司法試験を目指す一助となるような活動を行っております。北法会の役員は後期

夜法のゼミ生の中から選出されますが、私のような者が今このような大役を果たさせていただいていること、そして役員としての仕事をしていく中でたくさんのお褒めな先輩方に指導を賜り、交流させていただいていることに感謝しております。今は法曹を目指す学生は決して多くはありませんが、北法会の会員はみな司法試験の合格に向けて日々頑張っています。北海道大学法学部同窓生の皆様におかれましては、この北法会の活動を知っていただいて、北法会がこれからも活動を続けていくことができるよう温かく見守り、応援していただくと幸いです。拙い文章でございますが、最後までお読みいただきありがとうございます。



東京基準より北海道基準、北の夢。

☆ ぷらう

代表取締役社長 石川 裕一

株式会社 ぷらう

〒060-0063

北海道札幌市中央区南三条西4丁目12-1 アルシュビル8階

TEL: 011-219-2223 FAX: 011-219-2885



SUDA

**お客様の「想い」を
カタチにする!**

わたしたちの仕事は、総合印刷会社として
たくさんの選択肢から幅広い視野で
お客様に必要なピースをしっかりと選び、
お客様の想いをしっかりとカタチにします。

TOTAL PRINTING
株式会社 須田製版
www.suda.co.jp/

札幌本社: 〒063-8603 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-8
TEL.011-621-1000 FAX.011-621-1500

旭川支社・釧路支店・苫小牧支店・関東支店・滝川営業所・帯広営業所・北見営業所

AUDIX
ISO 9001:2008
札幌本社、印刷工場
認証取得

同窓会サポート企業

SALAT
株式会社 サラト



■本 社
〒670-0948 兵庫県姫路市北条宮の町172
Tel.079-284-1380

■東京支社
〒110-0016 東京都台東区台東4-18-7 シモジンビル5F
Tel.03-3832-6381

20000142(08)

<http://www.salat.co.jp>

◆◆同窓会からのお知らせ◆◆

●平成29年7月発行予定の会報「榆苑」第33号への掲載作品の原稿を募集します。同窓会会報にふさわしい

ものであれば、内容は問いません。いわゆる随想・随筆・詩歌・報告もの・感想文・経験談・体験談など全て対象になります。例えば「北大在学時の様々なる青春の思い出(恩師の思い出等を含む)」。「我が時代の大生(往時の大生を語る)」。「司法試験受験記」「企業社員や教員・留学生からの海外便り」「実社会での活動報告や経験談・体験談」「社会人になつて感じたこと(新入社員の感想文)」。「今の時代・時勢に思うこと」「これからの北大や学生に期待すること(贈る言葉)」。「来し方を振り返って」「老境を語る」「様々なる実人生での失敗談・成功談」「全国各地からの同窓会便り(郷土からのふるさと便り等を含む)」。「故○○氏を偲ぶ」「我が胸に染み入る、この一冊、この詩歌、この絵画、この映画」「国内外旅行記」「偉大なる先人内村鑑三・新渡戸稲造らに思うこと」などなどです。

また、表紙を飾る榆苑の題字・表紙中

央の絵写真なども募集の対象とします。

字数は、一人でも多くの方の応募作品が掲載できるよう原則として1000字以内とさせていただきます。応募期限は平成29年4月末日です。詳しくはFAX・Eメール・電話(事務局不在の場合は留守電に氏名・卒年次・電話番号を必ずお伝えください。)にて事務局にお問い合わせください。

〒060-0809

札幌市北区北9条西7丁目 北大法学部内
北海道大学法学部同窓会

TEL・FAX

(011)706-3941

Eメール dosokai@jurishokudai.ac.jp

●会報第33号に掲載する企業・各種団体の広告及び名刺広告を募集します。広告掲載料は紙面の大きさにより、3万円(4分の1ページ)、6万円(半ページ)、12万円(1ページ)となっております。名刺広告の場合は原則として一律1万円とさせていただきます。毎年の会報は同窓会費及び広告掲載料を

資金源として発行・配布しております。現在の会費収入額のみでは会報の質量の充実を図ることは難しい状況にありますことから、広告掲載を通じた会員の皆様の特段のご協力・ご支援をよろしくお願い申し上げます。詳しくは事務局にお問い合わせください。

●同窓会費の納入を心よりお願い申し上げます。平成28年3月卒の

法学部(67期)・法科大学院等の卒業生からは、本年度会費収入の4分の1以上に相当し、且つ、一つの期の同窓生の単年度会費納入額としては過去最高額となる多額の会費(終身会費+年会費)納入がなされました。若い世代の同窓会活動に対する期待にしっかりと応えていくためにも、同窓会の財政基盤を一層強化する必要があると考えます。どうか趣旨をご賢察の上、引き続き会費納入にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

●周知のこととは存じますが、2016年版同窓会会員名簿を本

年12月中を目途に発行することにしております。2011年版同窓会会員名簿を発行してから早や5年の歳月が流れました。今後も5年に一度のペースで発行することにしております。2016年版についても2011年版同様多くの会員の皆様が購入されることを強く期待しております。

●本年9月24日(土)に恒例の全学挙げてのホームカミングデーが開催されます。当日文系4学部合同・文系4学部同窓会共催行事として「公開シンポジウム」及び「懇親会」が開催されます。多くの会員の皆様・ご家族等の参加をお待ちしております。

また、当日平成28年度法学部同窓会定時総会を開催致しますので、会員の皆様にはご出席を下さるようお願い申し上げます。総会提出議案については、去る7月11日(月)開催の役員会において審議・可決されておりますことを申し添えます。

詳しくは、同封のチラシ(両面)をご覧ください。

●同窓会会員の氏名・住所(自宅・勤務先)・電話番号(自宅・勤務先)・勤務先等の変更届出について

これらの事項について、変更が生じた場合には出来るだけ速やかにFAX・E

同窓会からのお知らせ

1.日時 平成28年9月24日(土)

14:00～16:30 北大ホームカミングデー2016 公開シンポジウム
16:45～17:15 北大法学部同窓会定時総会
17:30～ 北大文系4学部同窓会合同懇親会

2.場所

公開シンポジウム 人文・社会科学総合教育研究棟(W棟)103号室
法学部定時総会 文系共同講義棟(軍艦講堂)5番教室
懇親会 北大生協中央食堂2階
懇親会費 3,000円(同伴のご家族・学生参加は2,000円)

3.連絡先

法学部定時総会・懇親会にご出席を希望される方は準備の都合がございますので、9月9日(金)までに同窓会事務局又は法学部事務室庶務担当までにご連絡下さいますようお願い致します。

北大法学部同窓会事務局

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目北大法学部内

FAX(011)706-3941

Eメール dosokai@juris.hokudai.ac.jp

法学部事務室庶務担当

TEL(011)706-3118 FAX(011)706-4948

Eメール shom@juris.hokudai.ac.jp

メール又はお葉書にて届出をされるようお願い致します。特に自宅住所の変更届出がない場合には会報をお届けすることが出来ないばかりか、住所不明による返送などで無駄な経費が生じますことから、特段のご協力をお願い致します。

〔北海道大学大学院法学研究科研究選書7〕

《法と文学》の法理論

林田 清明著 法のテクスト性や物語性、社会文化的コンテクストに着目する《法と文学》の観点から、法の根本的諸問題を問い直す。伝統的法学の論理と制度を批判的に検証してきた著者の新機軸！ 5800円

環境保全の法と理論

高橋信隆・巨理 格・北村喜宣編著 環境法の基本的考え方、個別法のポイント、訴訟解説、重大事件についての現場感覚あふれるコメントを凝縮。幅広い学生を対象とする新しいテキスト。 6500円

ロシア連邦憲法体制の成立

―重層的転換と制度選択の意図せざる帰結―
溝口修平著 中央集権的な大統領制と遠心的な連邦制を併せ持つ憲法になったのはなぜか。転換の重層性に着目し分析する。 【新刊】 5000円

〔北海道大学大学院法学研究科研究選書6〕

法のクレオール序説

―異法融合の秩序学―
長谷川 晃編著 異なる法どうしの遭遇・接合・変容による、新たな法形成過程に注目。有機的・動的に法を理解する主体的視座を開拓。 5200円

税理士制度と納税環境整備

―税理士法33条の2の機能―
川股修二著 現在の税理士制度の構造的な問題を抽出し、外国法や日本法における他の専門家制度との比較を行う。 6000円

化学物質管理法の成立と発展

―科学的不確実性に挑んだ日米欧の50年―
辻 信一著 予防原則の活用という視点から日本、米国、欧州を比較し、科学的不確実性に対処する際の法規制を考察。 【新刊】 10000円

北海道大学出版会

〒060-0809 札幌市北区北9条西8 北大構内 [価格は税抜]
Tel. 011(747)2308/Fax. 011(736)8605・http://www.hup.gr.jp/

SKI JUMPING CROSS COUNTRY SKIING
ALPINE SKIING FREESTYLE SKIING SNOWBOARD
SPEED SKATING FIGURE SKATING
SHORT TRACK SPEED SKATING
ICE HOCKEY CURLING BIATHLON

Beyond your ambitions

世界につながる、冬にする。



2017冬季アジア札幌大会 2017 Sapporo Asian Winter Games 2017.2.19(SUN) - 26(SUN)

SAPPORO
OBIHIRO

札幌・帯広で開催



私たちは toto 助成を
受けています。

第8回札幌アジア冬季競技大会組織委員会 / 札幌市 TEL: 011-242-2017 <http://sapporo2017.org>
8th Sapporo Asian Winter Games Organising Committee / City of Sapporo



2017冬季アジア札幌大会が開催されます!!

2017年に札幌市・帯広市において第8回冬季アジア大会が開催されます。冬季アジア大会は、アジアの45の国と地域が加盟するアジアオリンピック評議会(OCA)がアジア地域における冬季スポーツの発展を図ることを目的として開催する総合国際スポーツ大会です。今大会では、約30の国と地域から約1,500人の参加を想定しており、過去最大規模となることが見込まれます。

●大会名称: 第8回アジア冬季競技大会(2017/札幌)(大会略称: 2017冬季アジア札幌大会)

●開催日程: 2017年2月19日(日)~2月26日(日)(8日間)

●競技会場[競技種別・種目]:

●サッポロティネ

[〈スキー〉アルペン]

[〈スキー〉スノーボード大回転および回転]

●札幌市白旗山競技場

[〈スキー〉クロスカントリー]

●札幌市宮の森ジャンプ競技場

[〈スキー〉ジャンプ ノーマルヒル]

●札幌市大倉山ジャンプ競技場

[〈スキー〉ジャンプ ラージヒル]

●さっぽろばんけいスキー場

[〈スキー〉フリースタイル]

[〈スキー〉スノーボード ハーフパイプ]

●帯広の森屋内スピードスケート場

[〈スケート〉スピードスケート]

●開会式: ●札幌ドーム

●閉会式: ●北海道立真駒内公園屋内競技場

●開催地: 北海道 札幌市・帯広市

●北海道立真駒内公園屋内競技場

[〈スケート〉ショートトラック]

[〈スケート〉フィギュアスケート]

●西岡バイアスロン競技場

[バイアスロン]

●札幌市月寒体育館

[アイスホッケー]

●札幌市美香保体育館

[アイスホッケー]

●札幌市星置スケート場

[アイスホッケー]

●札幌市カーリング場

[カーリング]



イゾモン
EZOMON

2017冬季アジア札幌大会へのご寄附をお願いいたします。

詳しくは大会ホームページ(<http://sapporo2017.org>)をご覧ください。

2017 冬季アジア札幌大会を応援する会
代表 生島

2015年度収支決算報告書

自 2015年7月 1日
至 2016年6月30日
(単位：円)

(収入の部)

(単位：円)

(支出の部)

(単位：円)

項 目	金 額			備 考
	予 算	決 算	前年度対比	
会費収入	2,350,000	2,528,000	463,000	終身会費 ¥50,000－×37名 ¥20,000－×1名 ¥15,000－×1名 ¥10,000－×7名 年会費 ¥3,000－×189名 ¥6,000－×1名
広告収入	300,000	420,000	90,000	会報31号 ¥390,000－ 会報32号 ¥30,000－
雑収入	330,000	82,320	－368,131	懇親会 ¥3,000－×26名 還付金など
合 計	2,980,000	3,030,320	184,869	

項 目	金 額			備 考
	予 算	決 算	前年度対比	
事務費	50,000	52,285	－16,044	
会議費	300,000	147,574	－139,225	総会(懇親会)、 役員会、 編集会議等
印刷費	500,000	464,400	16,200	会報31号、約7,500部
交通通信費	900,000	949,155	49,155	会報発送、 総会・役員会案内など
助成金	200,000	363,130	163,130	卒業生祝賀会開催費、 北大祭助成、過剰納会費返還
謝金	80,000	50,000	974	総会・祝賀会等受付、 テーブル起こしなど
人件費	900,000	900,000	0	事務局給与(交通費)
雑費	50,000	36,350	3,944	郵便振替手数料など
合 計	2,980,000	2,962,894	78,134	

単年度収支差 ¥3,030,320－¥2,962,894＝¥67,426
次年度繰越金 前年度繰越金 ¥3,213,783
今年度収支差 ¥＋67,426
¥3,281,209

繰越金内訳
預貯金 ¥3,264,884
現金 ¥16,325

同窓会費納入のお願い

毎年会員のみなさまからの多大なるご理解とご協力によりまして、終身会費または年会費をお振り込み頂きまして誠に有難うございます。この場をお借りし、厚く厚くお礼を申し上げます。

同窓会活動の活発化を促し、より親しまれる同窓会を目指すためにも、皆様の会費が資金源として是非必要でございます。

会員の皆様には一層のご理解を頂きまして、会費納入にご協力を下さりますよう、お願いを申し上げます。

1. 会費

年会費 3,000円

終身会費 50,000円

(5回までの分納が可能です)

2. 振込方法

○郵便局振込

同封の「振込票」をご使用下さい。振込手数料は同窓会負担です。

○銀行振込

北洋銀行本店営業部 普通1365501

北海道銀行札幌駅北口支店 普通0458323

何れも北海道大学法学部同窓会
会長 向井 諭 名義 です。

北大法学部同窓会報

榆苑第32号編集委員会

城下 裕二(34期・編集委員長) 大杉 定通(24期)

石川 裕一(30期・東京同窓会) 佐々木雅寿(37期)

樋口 知己(41期) 大西 岳(53期)

編集後記

本年1月より同窓会事務局を預かることとなった高橋 了(23期)でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。まずは会報「榆苑」第32号を無事発刊することができ安堵しております。

これも一重に、ご多忙中にもかかわらず、2年連続で編集委員長をお引き受け頂いた城下教授(刑法)、佐々木教授(憲法)を始めとする編集委員の方々、法学部事務室の職員の方々、そして、ご執筆を頂いた中村元北大総長を始めとする北大・他大学の諸先生方、更には会報への広告掲載を通して資金援助を頂いた会員・企業等の皆様には、紙面を借り改めて厚くお礼を申し上げます。

同窓会の重要事業である年に一度の会報の発刊が、会員の皆様にとつて心から待ち遠しいものとなりますよう、明日からでも編集委員の皆様方と内容の二層の充実に向け検討作業を開始したいと考えております。「同窓会からのお知らせ」でご通知しましたとおり、全国に所在する会員の皆様におかれても、会報への寄稿・広告掲載を通して、ご協力・ご支援を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。

9月24日エールのキャンパスで、そしてまた、来年紙上でお目にかかれることを祈っております。

編集・発行事務総括 高橋 了

昭和47年卒(23期)